

学 生 便 覧

令和6年度入学者用

宇都宮大学大学院地域創生科学研究科
博士前期課程

目 次

I. 地域創生科学研究科の概要	1
1. 専攻とプログラム〔学位〕	1
2. 地域創生科学研究科の理念と目的	1
3. 地域創生科学研究科における「地域」	2
4. 専攻・プログラムの概要	2
5. 地域創生科学研究科における「連携・融合」	4
6. 教員組織	6
II. 履修と研究	8
1. 修了の要件	8
2. 修業年限	8
3. 研究指導実施体制	9
4. 授業科目の履修方法	10
(1) 履修科目の届出	10
(2) 授業時間表	10
(3) 教育方法の特例措置（夜間・休日開講）	10
(4) シラバス	10
(5) 履修方法	10
(6) 成績評価方法	36
(7) 教育職員免許状の取得について	38
5. 修士論文の審査、及び最終試験	38
6. 研究倫理について	39
7. Advanced Learning + 1 の履修について	40
8. 諸手続と相談	41
III. 関係諸規定	42
1. 宇都宮大学大学院学則	42
2. 宇都宮大学学生生活規程	52
3. 宇都宮大学学位規程	54
4. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則	64
5. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科の研究指導體制等に関する内規	69
6. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の学位論文等の審査等に関する内規 ..	71
7. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の学位審査等の手順及び論文等作成の手 引き	75

8. 宇都宮大学大学院長期履修学生規程.....	79
9. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の転専攻等に関する内規.....	82
10. 宇都宮大学附属図書館規程	84
11. 宇都宮大学附属図書館利用規程	87
12. 宇都宮大学附属図書館利用細則	91
13. 宇都宮大学における研究者等の行動規範	95
14. 研究データ等の保存及び開示の方法等に関する取扱要領.....	97
IV. 資料.....	98
1. 教員免許状取得カリキュラム一覧.....	98

I. 地域創生科学研究科の概要

1. 専攻とプログラム〔学位〕

○社会デザイン科学専攻 入学定員77名

- ・ コミュニティデザイン学プログラム〔修士(学術)〕
- ・ 農業・農村経済学プログラム〔修士(農学)〕
- ・ 建築学プログラム〔修士(工学)〕
- ・ 土木工学プログラム〔修士(工学)〕
- ・ 農業土木学プログラム〔修士(農学)〕
- ・ グローバル・エリアスタディーズプログラム〔修士(国際学)〕
- ・ 多文化共生学プログラム〔修士(学術)〕
- ・ 地域人間発達支援学プログラム〔修士(学術)〕

○工農総合科学専攻 入学定員258名

- ・ 光工学プログラム〔修士(光工学)〕
- ・ 分子農学プログラム〔修士(分子農学)〕
- ・ 物質環境化学プログラム〔修士(工学)〕
- ・ 農芸化学プログラム〔修士(農学)〕
- ・ 機械知能工学プログラム〔修士(工学)〕
- ・ 情報電気電子システム工学プログラム〔修士(工学)〕
- ・ 農業生産環境保全学プログラム〔修士(農学)〕
- ・ 森林生産保全学プログラム〔修士(農学)〕

2. 地域創生科学研究科の理念と目的

宇都宮大学大学院地域創生科学研究科(博士前期課程)は、文理融合によって地域課題の解決をめざす「地域デザイン科学部(2016年度新設)」を基盤に、既存の4研究科の枠を超え多様な分野が混じり合う創造的な研究環境を整え、2019年4月、社会デザインの創造に関する「社会デザイン科学専攻」(入学定員77名)及びイノベーションの創造に関する「工農総合科学専攻」(入学定員258名)の2専攻をもって開設されました。

本研究科の理念は、“持続可能な豊かな地域社会の創生に貢献する”ことであり、社会デザインとイノベーションに関する高度な専門知識・技術を身に付けて、学際的な幅広い思考力と実践力を備えて主体的に行動できる高度専門職業人の育成を目的としています。

そのために、3C精神(主体的に挑戦しChallenge, 自らを変えChange, 社会に貢献するContribution)+1 (Creation: 創造的思考力・実践力)を基本的考えとして、社会デザインとイノベーションに関する高度な専門的知識・技術、学際的な思考力と実践力及び分野間の連携等を実践するために必要な根源的視野、俯瞰的視野、コミュニケーション能力、行動力等を養成します。

3. 地域創生科学研究科における「地域」

本研究科では、『地域とは、地理的・物理的意味を単位とする特定の空間や範囲を示すものではない。問題意識に応じて設定され、可変的で多様な性格を有するもので、「ローカル／ナショナル／リージョナル／グローバル」の連結関係のなかで構成される。』と定義しています。

具体的には、コミュニティレベルから、都市や地域、国土全体そして国際的なレベルまでを想定し、これらの幅広いフィールドを対象として教育研究を推進します。

4. 専攻・プログラムの概要

<社会デザイン科学専攻>

地域社会に関するソフトウェア(コミュニティ, 社会制度, 文化, 政策等)やハードウェア(建築, 国土保全, 環境等)のデザインに貢献できる高度専門職業人の育成を目的としており, 地域社会デザイン, 地域デザイン工学, 国際社会, 多文化共生及び人間発達に関する高度な専門的知識・技術を養成する。

○コミュニティデザイン学プログラム

コミュニティデザイン学の高度な専門知識・技術をコアとし, 農業経済学・教育学との学際領域を学修することによって, 変化し続ける地域の多様なテーマに柔軟に対応し, 学術性を重視しつつ, 豊かなコミュニティをデザインする, 様々な分野のリーダーとして, 地域の現場の実践知を分析し, その知見を地域の現場に還元して, 展開する能力を修得する。

○農業・農村経済学プログラム

農業経済学をコアとし, コミュニティデザイン学との学際領域を学修することによって, 健康で豊かな国民生活や社会の持続的発展に資する新しい農業・農村のリーダーとして, 変化し続ける食料・農業・農村を多面的・総合的にとらえ直すとともに, 現場における豊かな知恵・実践や都市との連携・協働関係を高度に分析したうえで, 新しくデザインするための高度な専門的知識・技術を修得する。

○建築学プログラム

建築学をコアとし, 土木工学・農業土木学との学際領域を学修することによって, 建築物から国土基盤に至る多様なスケールで, 人間生活及び都市・農業などに渡る広い視野から, 住宅・建築を包括的にデザインすることができ, 地域の発展を支える専門職業人として, より高度なレベルで快適かつ安全な居住空間を創生するための工学的な高度な専門知識・技術を修得する。

○土木工学プログラム

土木工学をコアとし, 建築学・農業土木学との学際領域を学修することによって, 建築物から国土基盤に至る多様なスケールで, 人間生活及び都市・農業などに渡る広い視野から, 社会基盤を包括的にデザインすることができ, 地域の発展を支える専門職業人として, 良好な社会基盤を創生するための工学的な高度な専門知識・技術を修得する。

○農業土木学プログラム

農業土木学をコアとし, 建築学・土木工学との学際領域を学修することによって, 建築物から国土基盤に至る幅広い視野から, 農業基盤・農村基盤を包括的にデザインすることができ, 地域の発展を

支える専門職業人として、良好な農業農村基盤を整備するための実践活動を実行するための高度な専門的知識・技術を修得する。

○グローバル・エリアスタディーズプログラム

国際開発や国際協力等に関する高度な専門知識・技術を身に付けて、グローバルな諸問題を理解し解決する能力や、世界各地の政治・社会の多様性等に関する高度な教養、及びグローバルな実務に対応可能な企画・提案能力とコミュニケーション能力を修得する。

○多文化共生学プログラム

現代社会が直面する多文化環境での問題を考え、対応する人材を養成するために、人文社会科学、教育学等の様々な分野の専門的知識・技能を融合的に修得する。

○地域人間発達支援学プログラム

教育学及び関連諸科学の知見による人間の心身やその発達・成長の諸相にかかる高度な学術的専門性を基盤として、子どもや青少年をはじめとする「人・ヒト」の「心とからだ」をテーマとした現代的な地域課題に取り組むための企画・開発力、コーディネート力、実践力等を備えた幅広い地域人材を育成するために、教育学、心理学、保健学、芸術学、生活科学等を融合した学際的な能力を修得する。

<工農総合科学専攻>

工学分野と農学分野に関するものづくり、食料・農林業・環境を支えるイノベーションの創造やマネジメントに貢献できる高度専門職業人の育成を目的としており、オプト・バイオサイエンス、物質生命化学、機械知能工学、情報電気電子システム工学、農業フィールド科学に関する高度な専門知識・技術を養成する。

○光工学プログラム

光の高度な知識と技術を修得し、光自身が生み出す物理的な現象を理解、制御することにより、次世代のイノベーションに貢献でき、及び光の発する工学的な側面から応用分野の基盤技術を身に付けることや、光を中心とする創造的実践力及び技術力を修得する。

○分子農学プログラム

生物種を超えて共通する遺伝情報の解析技術と、その発現機構を農林水産分野で活用することにより新しい価値を創造できる人材を育成するため、分子レベルの知識を農林水産分野に活かすための高度な専門的知識・技術を融合的に修得する。

○物質環境化学プログラム

化学と生命化学の知識と技術を修得し、材料開発や環境保全技術の問題解決に貢献できる人材を育成するために、工学としての化学工学と農学としての応用微生物学の異分野融合による教育研究の相乗効果を狙いつつ、工業生産に応用できる化学の創造的実践力として物理化学、材料科学、物質工学、環境工学などの高度な専門的知識や技術を修得する。

○農芸化学プログラム

生命化学に関する高度な専門知識を備え、製造業などにおける機能性物質開発や生命化学関連の問題解決に貢献できる人材を育成するために、農学としての応用微生物学と工学としての化学工学の異分野融合による教育研究の相乗効果を狙いつつ、それに加えて生物利用に関する微生物学、食品化学、生理学、生物有機化学などの高度な専門的知識や技術を修得する。

○機械知能工学プログラム

あらゆる産業分野で活躍することのできる能力を身に付けて製造業の基幹技術を担う人材を育成するために、特定の工学技術にとどまることなく、機械工学をベースとしながら高度で幅広い工学知識と技術を修得する。

○情報電気電子システム工学プログラム

情報、電気、電子の各分野の要素技術及びそれらをシステムに統合するための応用展開技術に関する高度な専門知識を修得させると同時に、工学の分野における自立した研究／技術者としての素養及び協調性・説明能力を修得する。

○農業生産環境保全学プログラム

新たな農林業生産の知識・技術を身に付けた農林業生産の次世代を担う人材を育成するために、農業生産環境保全学の高度な専門知識・技術を修得する。

○森林生産保全学プログラム

新たな農林業生産の知識・技術を身に付けた農林業生産の次世代を担う人材を育成するため、森林生産保全学の高度な専門知識・技術を修得する。

5. 地域創生科学研究科における「連携・融合」

連携・融合のためのカリキュラム構築として、持続可能な豊かな地域社会の創生に貢献するために、研究科に共通する学際的思考力と実践力を養成するために「地域創生リテラシー」を、境界領域・異分野の専門知識・技術を養成するために「専門科目」の中に「境界・学際領域科目」を、研究テーマに関連して学位プログラム間の連携・融合を図るため「特別演習」、「特別研究」について、デュアル指導の体制を設けている。

○地域創生リテラシー科目(研究科に共通する高度な学際的思考力・実践力を養成)

「地域創生デザイン&イノベーション」

： 連携・融合のための根源的視野(異分野の学生が混在するグループワーク)

「アカデミックコミュニケーションⅠ」

： 高度な学際的思考力とコミュニケーション能力を養成(多様な学生・教員・実務家によるゼミ)

「アカデミックコミュニケーションⅡ」

： 高度な学際的思考力とコミュニケーション能力を養成(多様な学生・教員・実務家によるゼミ)

○境界・学際領域科目(境界領域・異分野の専門知識・技術を養成)

□社会デザイン科学専攻

〈コミュニティデザイン学プログラムと農業・農村経済学プログラムにおける連携科目〉

「地域社会デザイン学分析展開論:実践を問い現場に還す」

: 地域の現状への理解を深め課題に即した包括的な捉え方の基礎を養成

〈建築学プログラム, 土木工学プログラム及び農業土木学プログラムにおける連携科目〉

「地域デザイン工学プロジェクト」, 「地域デザイン工学インターンシップ」, 「Communication Skills for Engineers」

: 地域デザイン工学に関わる問題をローカルかつグローバルな視点で分析・解決し, コミュニケーション能力, キャリア開発能力を養成

〈グローバル・エリアスタディーズプログラムにおける, 多様な課題に貢献する能力を体系的に修得するための科目〉

「グローバル・エリアスタディーズ総合講義」

: 日本及び世界各地で発生している諸問題を包括的に理解し, グローバルな観点から社会をデザインするのに必要な専門的知識の基礎を養成

〈多文化共生学プログラムにおける, 文化的・社会的多様性の理解し解決する能力を修得するための科目〉

「共生社会論」

: 共生社会のあり方を探求していくための基盤となる学術的知識の修得

〈地域人間発達支援学プログラムにおける, 地域創造の諸課題と地域支援のあり方について理解を深めるための科目〉

「地域人間発達支援の実際と課題」

: 地域人間発達支援に関する現状と課題を学際的に理解

□工農総合科学専攻

〈光工学プログラムと分子農学プログラムにおける連携科目〉

「基礎光学Ⅰ」, 「光学基盤技術」, 「遺伝子情報解析技術論」, 「細胞解析技術論」, 「質量分析装置解析技術論」

: オプト・バイオサイエンスの基盤となる理論・技術を修得

〈物質環境化学プログラムと農芸化学プログラムにおける連携科目〉

「バイオデザイン・プロセス学」, 「環境分析化学」, 「化学システム工学」, 「物質プロセス工学」, 「分子生理化学」, 「界面化学」, 「食品機能科学」

: 工学(物質環境化学)と農学(農芸化学)との境界領域の分野横断的な創造的実践力を養成

〈機械知能工学プログラムにおける、学際領域強化科目〉

「材料組織評価学」、「生体機械工学」、「マイクロ・ナノ工学」、「メカトロニクス制御」

： 産業の基幹技術である機械工学を基盤として、バイオ・農学分野等との学際領域を強化

〈情報電気電子システム工学プログラムにおける、学際領域強化科目〉

「基礎/発展 電磁気学」、「量子エレクトロニクス」、「エンジニアコーチング」、「情報電気電子システム工学特別講義」

： 情報工学分野・電気電子工学分野及びこれらに隣接する他の工学分野・理学分野の理解の基盤となる学術的知識の修得

〈農業生産環境保全学プログラム及び森林生産保全学プログラムにおける、連携科目〉

「政策課題演習」、「スマート農林業」

： 農林フィールド科学における最新のテクノロジーを駆使した農林業技術の修得と、農林業生産が抱える諸問題を解決する実践力を養成

○デュアル指導体制(研究テーマに関連して学位プログラム間の連携・融合を図る)

専門領域に加えて境界領域・学際領域の素養を身に付けて、幅広い視野や実践力を有する高度専門職業人を養成するため、特別演習、特別研究の研究指導をデュアル指導体制で実施する。具体的には、主指導教員1名と副指導教員2名の3名で構成し、この内、第1副指導教員は学位の専門性を担保するために同じ学位プログラムの教員から、第2副指導教員は、専門分野に対して境界領域や学際領域の観点から学生の研究進捗や専門能力の修得に対して指導を行い、最終的に高度な専門力と実践力を有する人材を育成する。

6. 教員組織

地域創生科学研究科博士前期課程の所属教員については、以下の地域創生科学研究科博士前期課程公式HPに掲載されております。

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/grdc/>



なお、指導教員等の変更を希望する場合は、事前に現指導教員および変更後指導教員とよく相談のうえ、「宇都宮大学地域創生科学研究科博士前期課程指導教員等変更願」により修学支援課、または陽東学務課まで届け出てください。

令和 年 月 日

宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程指導教員等変更願

地域創生科学研究科長 殿

所属 _____ 専攻

職名 _____ プログラム長

氏名 _____

下記のとおり，変更が生じたので手続き願います。

学 籍 番 号	
学 生 氏 名	

該当欄 に <input checked="" type="checkbox"/>	区分	変更後	変更前
<input type="checkbox"/>	主 指 導 教 員		
<input type="checkbox"/>	第 1 副 指 導 教 員		
<input type="checkbox"/>	第 2 副 指 導 教 員		
<input type="checkbox"/>	研 究 題 目		

(変更理由)

--

II. 履修と研究

1. 修了の要件

地域創生科学研究科博士前期課程にて次の要件を満たし修了した者に、学位が授与されます。（「宇都宮大学学位規程」）

「修士論文を課す場合の修了3要件」

- [1]. 地域創生リテラシーから6単位以上・専門科目から24単位以上を修得し、合計30単位以上を修得すること。
- [2]. 修士論文を作成・提出し、審査に合格すること。
- [3]. 修士論文に関する最終試験に合格すること。

2. 修業年限

標準修業年限は2年です。ただし、次のような特例があります。

◇長期履修学生制度

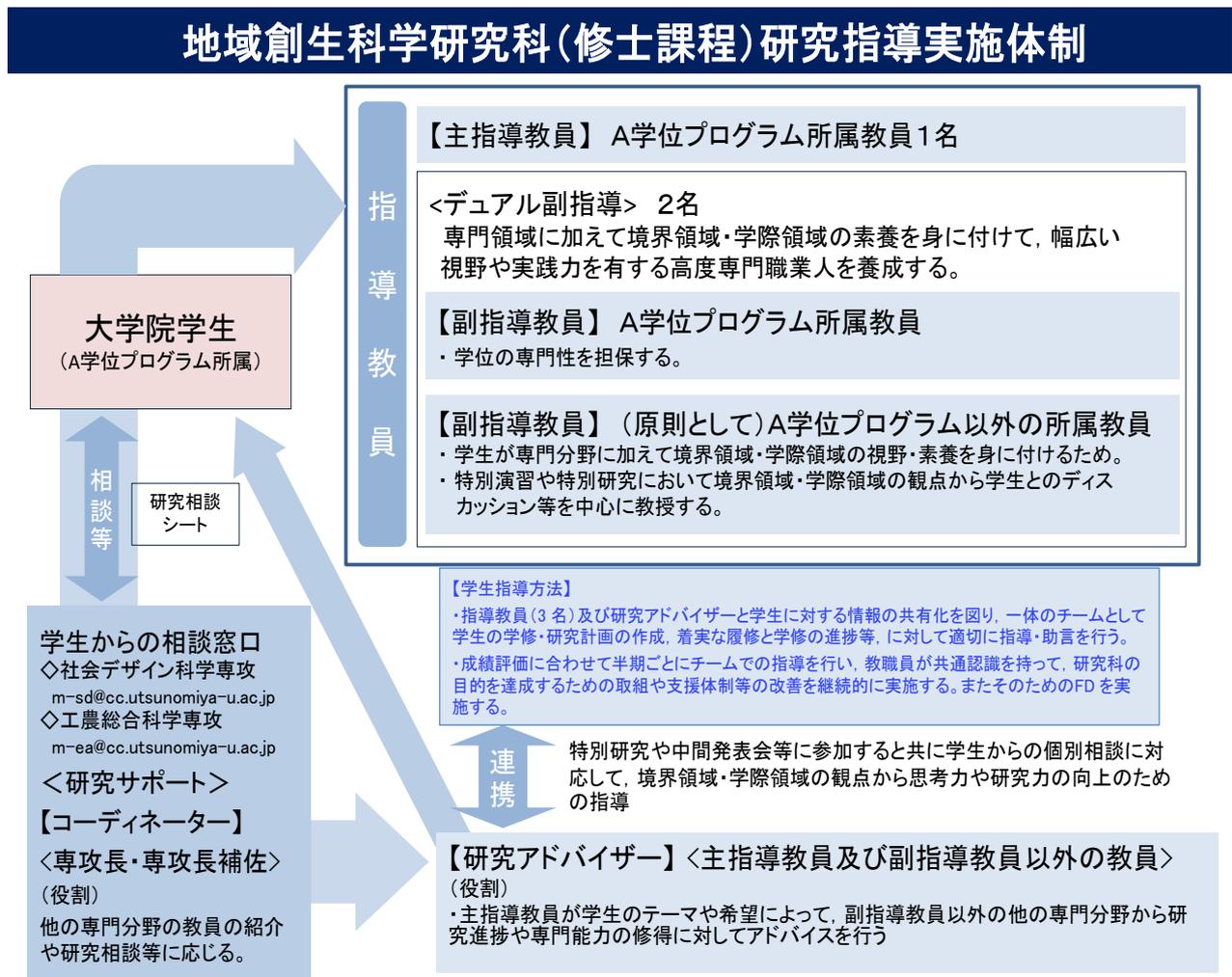
この制度は、職業を有している等の事情により標準修業年限(2年)を超えて、最長4年にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することができる制度です。この制度が適用されている期間(長期履修期間)の授業料の総額は、同一年度入学者と同じになります。例えば、入学者からこの制度を利用して4年間の長期履修期間を設定した場合には、2年間の授業料を4年間に分割して納入します。

長期履修学生制度の対象となる資格や在学期間などについては、「宇都宮大学大学院長期履修学生規程」を参照してください。

3. 研究指導実施体制

指導教員として、主指導教員1名と副指導教員2名が、「研究指導計画書及び研究経過報告書」に則り、学生の研究及び論文指導等と授業科目の履修指導に当たるほか、学生からの研究相談として、研究サポートコーディネーター及び研究アドバイザーを配置しています(下図参照)。

- 研究サポートコーディネーター
指導教員・副指導教員以外の教員への研究・関連研究者の相談の最初の窓口
- 研究アドバイザー
学生からの具体的な相談への対応



- 研究相談シートを作成する際は以下の6点を必ず記入すること。

学籍番号 / 所属専攻・学位プログラム名 / 氏名・連絡先 / 主指導教員名・副指導教員名 / 研究テーマ / 相談内容等

4. 授業科目の履修方法

授業科目の履修は、「宇都宮大学大学院学則」及び「宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則」に従って行います。

(1) 履修科目の届出

履修表、授業時間表、及びシラバスを参考にして、指導教員の指導に従い履修科目を決定し、所定の期間内に教務ポータルにアクセスして履修登録を行います。教務ポータルについては、以下の説明を参照してください。その後の履修登録確認期間に教務ポータルから再度アクセスして、自身の履修登録を確認・修正してください。

○ 教務ポータル

本学では、学生向けのポータルサイト(教務ポータル)を開発しています。教務ポータルでは、連絡先の管理や履修登録、授業関連の通知等を行います。教務ポータルは、学内設置のパソコン(学内ネットワーク)からアクセスできます。また、必要に応じ、学外ネットワークからアクセスすることも可能です。

※ 学外ネットワークからアクセスする場合

各自、情報セキュリティの知識を付けるとともに、十分な対策が必要となります。

教務ポータル入口：<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/usermenu/student.php>

(2) 授業時間表

授業時間表には、授業科目名、時間割コード、開講時間、担当教員、教室が記載されています。集中講義の開講情報は教務ポータルの掲示板や、教員からの別途周知によってお知らせいたします。

(3) 教育方法の特例措置(夜間・休日開講)

社会人学生に大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用します。

社会人学生で教育上特別の必要がある場合は、研究計画と履修計画を考慮し、特別の時間帯、土曜日、夏季・冬季休業期間などに授業又は研究指導を行うことがあります。

特例の適用を希望する方は、履修登録期間内に申請書を提出する必要があるため、学務部陽東学務課〔電話028(689)6014〕までお問い合わせください。

(4) シラバス

シラバス(syllabus)は、授業科目の内容、授業方法、評価方法などを解説したもので、教務ポータルから閲覧することができます。履修登録の際には、シラバスを参照して内容などを確認し、自分の勉学の計画、関心に合致した科目を選ぶことが大切です。

(5) 履修方法

次ページより記載する各履修表を参考に履修登録を行ってください。

なお、自身の所属するプログラム以外のプログラムの専門科目を履修する場合は、履修表の後に記載の「他プログラムの授業科目履修届」を修学支援課又は陽東学務課へ提出する必要があります。

※英語対応欄に”☆”印が記入されている科目は、英語での履修を希望する学生に対し特別の対応を実施する準備のある科目です。

社会デザイン科学専攻 地域創生リテラシー 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位 数	聴講 年次	履修方法	
文系 科目群	☆	地域創生デザイン&イノベーション	1	1前	● 3 単位 (必修科目)	
	☆	アカデミックコミュニケーション I	1	1後		
	☆	アカデミックコミュニケーション II	1	2前		
			実践経営マネジメント概論	1	1前	○左記の科目から 1 単位以上 (建築学プログラム, 土木工学プログラム, 農業土木学プログラム の学生が選択科目 として履修)
			農業・農村の組織マネジメント	1	1後	
			観光地理学研究	1	1後	
			ソーシャルビジネス論	1	1前	
	☆		防災と国際協力 I	1	1後	
	☆		環境問題とガバナンス I	1	1後	
	☆		人間の安全保障と国連 I	1	1前	
	☆		国際人権保障と平和構築 I	1	1後	
	☆		東アジアの国際政治と歴史 I	1	1前	
	☆		ラテンアメリカの経済と社会 I	1	1後	
	☆		東アフリカの社会開発と文化 I	1	1前	
	☆		感情コミュニケーションと社会的共生 I	1	1後	
	☆		グローバル化と国際的な人の移動 I	1	1前	
	☆		アメリカ文化研究 I	1	1後	
	☆		フランス思想・文化研究 I	1	1後	
	☆		西洋史研究 I	1	1前	
			東アジア比較文学比較文化研究 I	1	1前	
☆		多文化教育研究 I	1	1後		
☆		シティズンシップ教育 I	1	1後		
☆		日本文化研究 I	1	1後		
☆		英語学研究 I	1	1後		
☆		外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	1後		
		西洋近現代哲学研究 I	1	1前		
		日本語史と日本語研究 I	1	1後		
		技術日本語	1	1前		
理系 科目群	☆	文系のためのオプト・バイオサイエンス入門	1	1後	○左記の科目から 1 単位以上 (コミュニティデザイン学プログラム, 農業・農村経済学プログラム, グローバル・エリアスタディーズ プログラム, 多文化共生学プログラム, 地域人間発達支援学プログラム の学生が選択科目として履修)	
	☆	社会現象の数理	1	1後		
		食品機能科学	1	1後		
		メカニカル・エンジニアリング	1	1後		
	☆	情報電気電子システム工学概論	1	1前		
		博物学史	1	1前		
		文系のためのデータサイエンス	1	1後		
実践 力		実践インターンシップ	2	1・2前後	○左記の科目から 2 単位以上	
		実践フィールドワーク	2	1・2前後		
		創成工学プロジェクト演習	2	1前		
		アントレプレナーシップ・プロジェクト演習	2	1前		
	☆	International Political Economy	2	1前		
	☆	Global Management	2	1前		
		国際インターンシップ	2	1・2前後		
		臨地研究	2	1・2前後		
計			51	—		
<p>修了要件：6 単位以上 ●必修科目：3 単位 ○選択科目：3 単位以上（文系科目又は理系科目（プログラムにより指定あり）から 1 単位、実践力から 2 単位を必ず修得すること。）</p>						

社会デザイン科学専攻 コミュニティデザイン学プログラム 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位 数	聴講 年次	履修方法	
境界・学際 領域科目	専攻 指定 科目	☆ 地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い、現場に還す	1	1・2前	◇ ◇ ◇ ◇ ◇の科目から1単位以上	
		グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前		
		共生社会論	1	1前		
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前		
	定ラ ブ 科 目 指 定		同専攻他プログラムの専門科目	—	—	○左記の科目から2単位以上
小計			4	—		
コミュニ ティ デ ザ イ ン 学 プ ロ グ ラ ム	基 盤 科 目	政策形成と協働	1	1後	○左記の科目から2単位以上	
		コミュニティ政策論	1	1後		
		自然共生デザイン論	1	1前		
		福祉経営論	1	1前		
	プ ロ グ ラ ム 専 門 科 目	社 会 シ ス テ ム デ ザ イ ン 科 目	政策分析とガバナンス	1	1前	○左記の科目から2単位以上
			まちをつくる経済評価の技法	1	1前	
			福祉会話分析	1	2後	
			地域スポーツ行政論	1	2後	
			地域社会教育論	1	1後	
			地域住民の意識・行動の調査法	1	1後	
			都市と地域の社会学	1	1前	
	地 域 資 源 マ ネ ジ メ ン ト 科 目		生活文化デザイン論	1	1前	○左記の科目から2単位以上
			地域活動の心理学	1	2前	
			デザインと地域	1	2前	
合奏による参加型デザイン			1	1後		
地域食生活論			1	2前		
農業・農村の組織マネジメント			1	1後		
観光地理学研究			1	1後		
		コミュニティデザイン学特別演習	4	1～2通	●10単位（必修科目）	
		コミュニティデザイン学特別研究	6	1～2通		
小計			28	—		
計			32	—		

修了要件 30単位以上 (GPA 2.0以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から6単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から24単位以上

●必修科目：10単位

○選択科目：14単位以上

- (1) 境界・学際領域科目の専攻指定科目の◇の科目から1単位、プログラム指定科目から2単位を必ず修得すること。
- (2) プログラム専門科目の基盤科目から2単位、社会システムデザイン科目から2単位、地域資源マネジメント科目から2単位を必ず修得すること。
- (3) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、3単位以内に限り14単位に算入することができる。

①境界・学際領域科目のプログラム指定科目以外の本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目

②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

推奨1：地域人間発達支援学プログラム専門科目「遊びと感情の社会学特論」及び「共に生きるかたちの心理学」は当プログラムに強く関連づいているため、履修を推奨する。

推奨2：プログラム指定科目から2単位、プログラム専門科目（基盤、社会システムデザイン、地域資源マネジメント）からそれぞれ2単位以上を選択することを推奨する。

社会デザイン科学専攻 農業・農村経済学プログラム 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位 数	聴講 年次	履修方法	
境界・学際 領域 科目	専攻 指定 科目	地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い、現場に還す	1	1・2前	● 1 単位（必修科目）	
		☆ グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前		
		共生社会論	1	1前		
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前		
	ム 指 定 科 目	同専攻他プログラムの専門科目	—	—	○左記の専門科目から1単位以上	
小計			4	—		
農業・農村 経済学 プログラム	基 盤 科 目	農業・農村経済学	1	1前	○左記の科目から3単位以上	
		農政学	1	1前		
		農業生産組織論	1	1前		
		☆ アグリビジネス論	1	2前		
		農村地理学	1	1前		
	プ ロ グ ラ ム 専 門 科 目	応 用 科 目	☆ マーケティング論	1	1前	○左記の科目から3単位以上
			ソーシャルビジネス論	1	1前	
			統計分析論	1	1後	
			環境経済学	1	2前	
			フードシステム学	1	1後	
☆ 国際農業経済・経営学	1	1前	○左記の科目から3単位以上			
農村金融論	1	1後				
☆ 農業・農村経済学特別演習		4	1～2通	● 1 0 単位（必修科目）		
☆ 農業・農村経済学特別研究		6	1～2通			
小計			22	—		
計			26	—		
<p>修了要件 30 単位以上（GPA 2.0 以上とする。）</p> <p>1. 地域創生リテラシー科目から6 単位以上</p> <p>2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から24 単位以上</p> <p>●必修科目：11 単位</p> <p>○選択科目：13 単位以上</p> <p>(1) 境界・学際領域科目のプログラム指定科目から1 単位を必ず修得すること。</p> <p>(2) プログラム専門科目の基盤科目から3 単位、応用科目から3 単位を必ず修得すること。</p> <p>(3) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、3 単位以内に限り13 単位に算入することができる。</p> <p>①境界・学際領域科目のプログラム指定科目以外の本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目</p> <p>②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目</p>						

社会デザイン科学専攻 建築学プログラム 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位 数	聴講 年次	履修方法
境界・学際領域科目	専攻指定科目	☆ 地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い、現場に還す	1	1・2前	○左記の科目から1単位以上
		グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前	
		共生社会論	1	1前	
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前	
	プログラム指定科目	同専攻他プログラムの専門科目 ※「文系科目群」に登録されている科目を除く 他専攻プログラムの専門科目	— —	— —	
小計			4	—	
建築学プログラム	基礎応用科目	建築構造学特論A	1	1前	○左記の科目から7単位以上
		建築構造学特論B	1	1前	
		建築耐震設計特論A	1	1前	
		建築耐震設計特論B	1	1前	
		建築構造解析特論A	1	1後	
		建築構造解析特論B	1	1後	
		建築構造材料特論A	1	1・2後	
		建築構造材料特論B	1	1・2後	
		☆ 木造建築特論A	1	1・2後	
		☆ 木造建築特論B	1	1・2後	
		☆ 既存建築物分析学特論A	1	1・2前	
		☆ 既存建築物分析学特論B	1	1・2前	
		☆ エコロジカル建築特論A	1	1・2前	
		☆ エコロジカル建築特論B	1	1・2前	
		☆ 環境設備特論A	1	1・2後	
		☆ 環境設備特論B	1	1・2後	
		☆ 建築設計特論A	1	1・2後	
		☆ 建築設計特論B	1	1・2後	
		☆ 建築計画特論A	1	1・2前	
		☆ 建築計画特論B	1	1・2前	
	☆ 都市解析特論A	1	1・2前		
	☆ 都市解析特論B	1	1・2前		
	☆ 建築インターンシップ I	1	1・2前後		
	☆ 建築インターンシップ II	2	1・2前後		
	実践専門科目	☆ 建築インターンシップ III	3	1・2前後	インターンシップ系選択科目
		☆ 建築インターンシップ IV	2	1・2前後	
		☆ 建築インターンシップ V	2	1・2前後	
		☆ 建築インターンシップ VI	2	1・2前後	
		地域デザイン工学プロジェクト	1	1・2前	
		地域デザイン工学インターンシップ	1	1・2前後	
		建築設計演習 I	2	1・2前後	
		建築設計演習 II	2	1・2前後	
	プログラム指定科目	☆ 建築学特別演習 I	2	1通	● 4単位（必修科目） ● 6単位 （必修科目としていずれかを修得）
☆ 建築学特別演習 II		2	2通		
☆ 建築学特別研究		6	1～2通		
☆ 建築学特別設計		6	1～2通		
小計			56	—	
計			60	—	

修了要件 30単位以上 (GPA 2.0以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から6単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から24単位以上

●必修科目：10単位

○選択科目：14単位以上

- (1) 境界・学際領域科目のプログラム指定科目から1単位を必ず修得すること。
- (2) プログラム専門科目の基盤応用科目から7単位を必ず修得すること。
- (3) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、2単位以内に限り14単位に算入することができる。

①他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

社会デザイン科学専攻 土木工学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聴講年次	履修方法
境界・学際領域科目	専攻指定科目	☆ 地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い、現場に還す	1	1・2前	○左記の科目から1単位以上
		グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前	
		共生社会論	1	1前	
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前	
	プログラム指定科目		同専攻他プログラムの専門科目 ※「文系科目群」に登録されている科目を除く	—	—
		他専攻プログラムの専門科目	—	—	
		他専攻における境界・学際領域科目 (専攻指定科目のみ)	—	—	
小計			4	—	
土木工学プログラム	プログラム専門科目	☆ 橋梁工学特論	1	1後	○左記の科目から7単位以上
		☆ 耐震工学特論	1	1後	
		☆ 岩盤力学特論	1	1前	
		地盤力学特論	1	1前	
		土木材料学特論	1	1後	
		エコマテリアル工学特論	1	1後	
		☆ 河川工学特論	1	1前	
		海岸工学特論	1	1後	
		地圏環境工学特論	1	1後	
		都市計画特論	1	1前	
		☆ 都市交通特論	1	2前	
		防災マネジメント特論	1	1前	
		国際開発マネジメント特論	1	1前	
	交通工学特論	1	1後		
☆ 土木工学特別演習	4	1～2通	●10単位 (必修科目)		
☆ 土木工学特別研究	6	1～2通			
小計			24	—	
計			28	—	
<p>修了要件 30単位以上 (GPA 2.0以上とする。)</p> <p>1. 地域創生リテラシー科目から6単位以上</p> <p>2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から24単位以上</p> <p>●必修科目：10単位</p> <p>○選択科目：14単位以上</p> <p>(1) 境界・学際領域科目のプログラム指定科目から1単位を必ず修得すること。 ただし、14単位に算入できる境界・学際領域科目は4単位を上限とする。</p> <p>(2) プログラム専門科目から7単位を必ず修得すること。</p> <p>(3) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、3単位以内に限り14単位に算入することができる。</p> <p>①他の大学の大学院(外国の大学院を含む)の授業科目</p>					

社会デザイン科学専攻 農業土木学プログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聴講年次	履修方法
境界・学際領域科目	☆	地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い、現場に還す	1	1・2前	
		グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前	
		共生社会論	1	1前	
		地域人間発達支援の実際と課題	1	1前	
	プログラム指定科目	同専攻他プログラムの専門科目 ※「文系科目群」に登録されている科目を除く 他専攻プログラムの専門科目 他専攻における境界・学際領域科目 (専攻指定科目のみ)	— — —	— — —	
小計			4	—	
農業土木学プログラム	☆	環境数理A	1	1前	○左記の科目から7単位以上
		環境数理B	1	1前	
		土壌環境物理学A	1	1前	
		土壌環境物理学B	1	1前	
		農地保全学	1	1後	
		農業水理学	1	1後	
		応用田園生態工学A	1	1後	
		応用田園生態工学B	1	1後	
		地域マネジメントA	1	1前	
		地域マネジメントB	1	1前	
	☆	農業土木学特別演習	4	1～2通	●10単位(必修科目)
	☆	農業土木学特別研究	6	1～2通	
	小計			20	—
計			24	—	
<p>修了要件 30単位以上 (GPA 2.0以上とする。)</p> <p>1. 地域創生リテラシー科目から6単位以上</p> <p>2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から24単位以上</p> <p>●必修科目：10単位</p> <p>○選択科目：14単位以上</p> <p>(1) 境界・学際領域科目のプログラム指定科目から1単位を必ず履修すること。</p> <p>(2) プログラム専門科目から7単位を必ず修得すること。</p> <p>(3) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、2単位以内に限り14単位に算入することができる。</p> <p>①他の大学の大学院(外国の大学院を含む)の授業科目</p>					

社会デザイン科学専攻 グローバル・エリアスタディーズプログラム 履修表

科目区分	英語対応	授業科目名	単位数	聴講年次	履修方法
境界・学際領域科目	専攻指定科目	地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い、現場に還す	1	1・2前	● 1 単位（必修科目）
		☆ グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前	
		共生社会論 地域人間発達支援の実際と課題	1 1	1前 1前	
	ムプログラム指定科目	同専攻他プログラムの専門科目	—	—	○左記の科目から2単位以上 (ただし、指導教員との相談・指導の下、教育・研究上有益と認められる科目に限る。)
		他専攻プログラムの専門科目	—	—	
小計			4	—	
グローバル・エリアスタディーズプログラム	基盤科目	☆ 防災と国際協力 I	1	1後	○左記の科目から3単位以上
		☆ 環境問題とガバナンス I	1	1後	
		情報ネットワークと技術 I	1	1後	
		☆ 人間の安全保障と国連 I	1	1前	
		☆ 国際人権保障と平和構築 I	1	1後	
		☆ Globalization and Project Management I	1	1後	
	スタググローバルズ科目	☆ 防災と国際協力 II	1	1後	○左記の科目から3単位以上
		☆ 環境問題とガバナンス II	1	1後	
		情報ネットワークと技術 II	1	1後	
		☆ 人間の安全保障と国連 II	1	1前	
		☆ 国際人権保障と平和構築 II	1	1後	
		☆ Globalization and Project Management II	1	1後	
	エリアスタディーズ科目	☆ タイの開発と地域社会 I	1	1後	○左記の科目から4単位以上（※）
		☆ タイの開発と地域社会 II	1	1後	
		☆ 東アジアの国際政治と歴史 I	1	1前	
		☆ 東アジアの国際政治と歴史 II	1	1前	
		東アジアの歴史と文化 I	1	1前	
		東アジアの歴史と文化 II	1	1前	
		日本の自然と地域生活 I	1	1前	
		日本の自然と地域生活 II	1	1前	
アメリカの経済と金融 I		1	1後		
アメリカの経済と金融 II		1	1後		
☆ ラテンアメリカの経済と社会 I		1	1後		
☆ ラテンアメリカの経済と社会 II		1	1後		
☆ 中東地域の政治と社会 I	1	1後			
☆ 中東地域の政治と社会 II	1	1後			
☆ 東アフリカの社会開発と文化 I	1	1前			
☆ 東アフリカの社会開発と文化 II	1	1前			
☆ グローバル・エリアスタディーズ特別演習	4	1～2通	● 1 0 単位（必修科目）		
☆ グローバル・エリアスタディーズ特別研究	6	1～2通			
小計			38	—	
計			42	—	

修了要件 30 単位以上（GPA 2.0 以上とする。）

1. 地域創生リテラシー科目から6単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から24単位以上

●必修科目：11単位

○選択科目：13単位以上

(1) 境界・学際領域科目のプログラム指定科目から2単位を必ず修得すること。

(2) プログラム専門科目の基盤科目から2単位、グローバル・スタディーズ科目から2単位、エリアスタディーズ科目から4単位を必ず修得すること。

(3) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、1単位以内に限り13単位に算入することができる。

①他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

社会デザイン科学専攻 多文化共生学プログラム 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位 数	聴講 年次	履修方法	
境界・学際 領域科目	専攻 指定 科目	☆ 地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い、現場に還す	1	1・2前	○左記の科目から1単位以上	
		☆ グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前		
		共生社会論	1	1前		
		☆ 地域人間発達支援の実際と課題	1	1前		
	定ラ ブ 目 指 目		グローバル・エリアスタディーズプログラムの専門科目	—		—
小計			4	—		
多文化 共生学 プログラム	基 盤 科 目	☆ 現代英語研究Ⅰ	1	1前	○左記の科目から2単位以上	
		☆ 感情コミュニケーションと社会的共生Ⅰ	1	1後		
		☆ 日本表象文化研究Ⅰ	1	1前		
		☆ グローバル化と国際的な人の移動Ⅰ	1	1前		
		☆ 多文化教育研究Ⅰ	1	1後		
	プ ロ グ ラ ム 専 門 科 目 応 用 科 目		言語教育と言語発達Ⅰ	1	1前	○左記の科目から4単位以上
			言語教育と言語発達Ⅱ	1	1前	
		☆	現代英語研究Ⅱ	1	1後	
		☆	感情コミュニケーションと社会的共生Ⅱ	1	1後	
			日本表象文化研究Ⅱ	1	1前	
		☆	グローバル化と国際的な人の移動Ⅱ	1	1前	
		☆	多文化教育研究Ⅱ	1	1後	
			国際交流と日本語教育Ⅰ	1	1前	
			国際交流と日本語教育Ⅱ	1	1前	
		☆	アメリカ文化研究Ⅰ	1	1後	
		☆	アメリカ文化研究Ⅱ	1	1後	
		☆	イギリス文化研究Ⅰ	1	2前	
		☆	イギリス文化研究Ⅱ	1	2前	
			フランス思想・文化研究Ⅰ	1	1後	
			フランス思想・文化研究Ⅱ	1	1後	
		☆	西洋史研究Ⅰ	1	1前	
		☆	西洋史研究Ⅱ	1	1前	
			性と人権論Ⅰ	1	1前	
			性と人権論Ⅱ	1	1前	
			東アジア比較文学比較文化研究Ⅰ	1	1前	
			東アジア比較文学比較文化研究Ⅱ	1	1前	
			人権と法Ⅰ	1	1後	
			人権と法Ⅱ	1	1後	
		☆	シティズンシップ教育Ⅰ	1	1後	
		☆	シティズンシップ教育Ⅱ	1	1後	
			社会調査法Ⅰ	1	1前	
			社会調査法Ⅱ	1	1後	
	日本文学研究Ⅰ	1	1後			
	日本文学研究Ⅱ	1	1後			
	日本文化研究Ⅰ	1	1後			
	日本文化研究Ⅱ	1	1後			

☆	言語普遍性と英文法研究 I	1	2前	
☆	言語普遍性と英文法研究 II	1	2前	
☆	英語音声学 I	1	1後	
☆	英語音声学 II	1	1後	
☆	英語学研究 I	1	1後	
☆	英語学研究 II	1	1後	
☆	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	1後	
☆	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	1後	
	芸術学研究 I	1	1後	
	芸術学研究 II	1	1後	
	音楽創作文化研究 I	1	1後	
	音楽創作文化研究 II	1	1後	
	西洋近現代哲学研究 I	1	1前	
	西洋近現代哲学研究 II	1	1前	
	日本史研究 I	1	1後	
	日本史研究 II	1	1後	
	ヨーロッパ表象文化研究 I	1	2後	
	ヨーロッパ表象文化研究 II	1	2後	
	日本語史と日本語研究 I	1	1後	
	日本語史と日本語研究 II	1	1後	
	グローバル時代の学校教育 I	1	2前	
	グローバル時代の学校教育 II	1	2前	
	日本語史研究の諸問題 I	1	1前	
	日本語史研究の諸問題 II	1	1前	
☆	多文化共生学特別演習	4	1～2通	} ● 10 単位 (必修科目)
☆	多文化共生学特別研究	6	1～2通	
小計		70	—	
計		74	—	

修了要件 30 単位以上 (GPA 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 6 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 24 単位以上

● 必修科目: 11 単位

○ 選択科目: 13 単位以上

- (1) 境界・学際領域科目のプログラム指定科目から 1 単位を必ず修得すること。
- (2) プログラム専門科目の基盤科目から 2 単位, 応用科目から 4 単位を必ず修得すること。
- (3) 次の科目については, 指導教員が教育上有益と認め, 所定の手続きを経て履修した場合は, 2 単位以内に限り 13 単位に算入することができる。

① 境界・学際領域科目のプログラム指定科目以外の本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目

② 他の大学の大学院 (外国の大学院を含む) の授業科目

社会デザイン科学専攻 地域人間発達支援学プログラム 履修表

科目区分		英語 対応	授業科目名	単位 数	聴講 年次	履修方法	
境界・学際領域科目	専攻指定科目	☆	地域社会デザイン学分析展開論：実践を問い、現場に還す	1	1・2前	● 1 単位（必修科目）	
			グローバル・エリアスタディーズ総合講義	1	1前		
			共生社会論	1	1前		
			地域人間発達支援の実際と課題	1	1前		
	プログラム指定科目		コミュニティデザイン学プログラムの基盤科目 農業・農村経済学プログラムの基盤科目 グローバル・エリアスタディーズプログラムの基盤科目 多文化共生学プログラムの基盤科目	— — — —	— — — —		○左記の科目群から1単位以上
小計				4	—		
地域人間発達支援学プログラム	基盤科目		人間発達支援方法論	2	1前	○左記の科目から2単位以上	
			社会的思考支援論	2	1後		
			生涯発達支援論	2	1前		
			共に生きるかたちの心理学特論	2	1後		
			ヘルスプロモーション特論	2	1後		
			生活環境創造支援論	2	1前		
			地域アートマネジメント（美術）	2	1前		
			地域アートマネジメント（音楽）	2	1後		
	プログラム専門科目	応用科目	☆	認知心理的支援論	2	1後	○左記の科目から4単位以上
				遊びと感情の社会学特論	2	1・2前	
				地域環境システム論	2	1・2後	
				衣環境学特論	2	1・2前	
			☆	食環境学特論	2	1・2後	
				生活経営支援論	2	1・2後	
				消費者教育支援論	2	1・2後	
				健康管理支援論	2	1・2後	
				身体科学特論	1	1・2前	
				運動発達特論	2	1・2前	
				身体運動学演習	1	1・2後	
			スポーツ指導支援論	1	1・2後		
			生涯身体発達支援論	2	1・2前		
			情報コミュニケーション演習	2	1・2前		
			情報科学技術特論	2	1・2後		
		☆	科学コミュニケーション演習	2	1・2後		
		☆	造形表現支援演習	2	1・2後		
			平面表現技法分析論	2	1・2後		
			地域デザインプロジェクト	2	1・2前		
	舞台芸術分析論	2	1・2後				
	音声デザイン支援論	2	1・2前				
☆	サウンド・コラボレーション	2	1・2前				
☆	外国語コミュニケーション演習	2	1・2後				
☆	外国語教授法特論	2	1・2前				
	論理表現コミュニケーション演習	2	1・2後				
	地域人間発達支援学特別演習	4	1～2通	● 1 0 単位（必修科目）			
	地域人間発達支援学特別研究	6	1～2通				
小計				73	—		
計				77	—		

修了要件 30 単位以上 (GPA 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 6 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 24 単位以上

●必修科目：11 単位

○選択科目：13 単位以上

- (1) 境界・学際領域科目のプログラム指定科目から 1 単位を必ず修得すること。
- (2) プログラム専門科目の基盤科目から 2 単位、応用科目から 4 単位を必ず修得すること。
- (3) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、2 単位以内に限り 13 単位に算入することができる。
 - ①境界・学際領域科目のプログラム指定科目以外の本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目
 - ②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

工農総合科学専攻 地域創生リテラシー 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位数	聴講 年次	履修方法	
文系 科目 目 群	☆	地域創生デザイン&イノベーション	1	1前	● 3 単位 (必修科目)	
	☆	アカデミックコミュニケーションⅠ	1	1後		
	☆	アカデミックコミュニケーションⅡ	1	2前		
			実践経営マネジメント概論	1	1前	○左記の科目から1単位以上
			農業・農村の組織マネジメント	1	1後	
			観光地理学研究	1	1後	
			ソーシャルビジネス論	1	1前	
	☆		防災と国際協力Ⅰ	1	1後	
	☆		環境問題とガバナンスⅠ	1	1後	
	☆		人間の安全保障と国連Ⅰ	1	1前	
	☆		国際人権保障と平和構築Ⅰ	1	1後	
	☆		東アジアの国際政治と歴史Ⅰ	1	1前	
	☆		ラテンアメリカの経済と社会Ⅰ	1	1後	
	☆		東アフリカの社会開発と文化Ⅰ	1	1前	
	☆		感情コミュニケーションと社会的共生Ⅰ	1	1後	
	☆		グローバル化と国際的な人の移動Ⅰ	1	1前	
	☆		アメリカ文化研究Ⅰ	1	1後	
	☆		フランス思想・文化研究Ⅰ	1	1後	
	☆		西洋史研究Ⅰ	1	1前	
			東アジア比較文学比較文化研究Ⅰ	1	1前	
	☆		多文化教育研究Ⅰ	1	1後	
☆		シティズンシップ教育Ⅰ	1	1後		
		日本文化研究Ⅰ	1	1後		
☆		英語学研究Ⅰ	1	1後		
☆		外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	1後		
		西洋近現代哲学研究Ⅰ	1	1前		
		日本語史と日本語研究Ⅰ	1	1後		
		技術日本語	1	1前		
実践 力		実践インターンシップ	2	1・2前後	○左記の科目から2単位以上	
		実践フィールドワーク	2	1・2前後		
		創成工学プロジェクト演習	2	1前		
		アントレプレナーシップ・プロジェクト演習	2	1前		
	☆	International Political Economy	2	1前		
	☆	Global Management	2	1前		
		国際インターンシップ	2	1・2前後		
		臨地研究	2	1・2前後		
計			44	—		
<p>修了要件：6単位以上 ●必修科目：3単位 ○選択科目：3単位以上（文系科目から1単位、実践力から2単位を必ず修得すること。）</p>						

工農総合科学専攻 光工学プログラム 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位数	聴講 年次	履修方法	
境界・学際領域科目	☆	基礎光学Ⅰ	1	1前	○左記の科目から1単位以上	
		光学基盤技術	1	1後		
		遺伝子情報解析技術論	1	1前		
		細胞解析技術論	1	1前		
		質量分析装置解析技術論	1	1後		
	専攻指定科目	☆	バイオデザイン・プロセス学	1	1後	
			環境分析化学	1	1後	
			化学システム工学	1	1後	
		☆	物質プロセス工学	1	2前	
			分子生理化学	1	2前	
		☆	界面化学	1	2前	
			食品機能科学	1	1後	
			材料組織評価学	2	1前	
		☆	生体機械工学	1	1前	
			マイクロ・ナノ工学	1	1後	
		☆	メカトロニクス制御	2	1後	
			生体信号解析学特論	2	1前	
			基礎/発展 電磁気学	2	1前	
		☆	量子エレクトロニクス	2	1後	
			エンジニアコーチング	1	1前	
☆	情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後			
☆	スマート農林業	1	1後			
☆	政策課題演習	1	1後			
プログラム指定科目		同専攻他プログラムの専門科目	—	—	○左記の科目から1単位以上	
		他専攻プログラムの専門科目 ※「文系科目群」に登録されている科目を除く	—	—		
小計			28	—		
光工学プログラム	基礎科目	☆ 基礎光学Ⅱ	1	1前	○左記の科目から2単位以上	
		☆ 波動光学Ⅰ	1	1前		
		☆ 波動光学Ⅱ	1	1前		
	プログラム専門科目 応用科目	☆	生命分子光工学	2	1・2前	○左記の科目から7単位以上
		☆	光画像処理	2	1・2後	
		☆	光計測	2	1・2前	
		☆	光導波路デバイス	2	1・2後	
		☆	情報光学	2	1・2後	
		☆	レーザープラズマ工学	2	1・2前	
		☆	光学設計	2	1・2後	
		☆	数理光物理学	2	1・2前	
		☆	感性情報処理	2	1・2前	
		☆	先端フォトニクス	2	1・2前	
		☆	光学システム科学	2	1・2後	
		☆	可視化情報工学	2	1・2後	
		☆	画像工学	2	1・2後	
		☆	ディスプレイ工学	2	1・2後	
		☆	パワーレーザー工学	2	1・2前	
☆	光工学特別演習	4	1～2通	●10単位(必修科目)		
☆	光工学特別研究	6	1～2通			
小計			43	—		
計			71	—		

修了要件 30単位以上 (GPA 2.0以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から6単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から24単位以上

●必修科目：10単位

○選択科目：14単位以上

- (1) 境界・学際領域科目の専攻指定科目から1単位，プログラム指定科目から1単位を必ず修得すること。
- (2) プログラム専門科目の基盤科目から2単位，応用科目から7単位を必ず修得すること。
- (3) 次の科目については，指導教員が教育上有益と認め，所定の手続きを経て履修した場合は，3単位以内限り14単位に算入することができる。

①他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目

工農総合科学専攻 分子農学プログラム 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位数	聴講 年次	履修方法
境界・学際領域科目	☆	基礎光学 I	1	1前	○左記の科目から1単位以上
	☆	光学基盤技術	1	1後	
	☆	遺伝子情報解析技術論	1	1前	
	☆	細胞解析技術論	1	1前	
	☆	質量分析装置解析技術論	1	1後	
	☆	バイオデザイン・プロセス学	1	1後	
		環境分析化学	1	1後	
		化学システム工学	1	1後	
		物質プロセス工学	1	2前	
	☆	分子生理化学	1	2前	
		界面化学	1	2前	
		食品機能科学	1	1後	
	☆	材料組織評価学	2	1前	
		生体機械工学	1	1前	
	☆	マイクロ・ナノ工学	1	1後	
		メカトロニクス制御	2	1後	
		生体信号解析学特論	2	1前	
	☆	基礎／発展 電磁気学	2	1前	
	☆	量子エレクトロニクス	2	1後	
		エンジニアコーチング	1	1前	
	情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後		
☆	スマート農林業	1	1後		
☆	政策課題演習	1	1後		
プログラム指定科目		光工学プログラムの専門科目	—	—	○左記の科目から2単位以上
		農芸化学プログラムの専門科目	—	—	
		農業生産環境保全学プログラムの専門科目	—	—	
小計			28	—	
分子農学プログラム	☆	植物分子保護学	2	1・2後	○左記の科目から4単位以上
	☆	植物分子遺伝育種学	2	1・2後	
	☆	分子植物生理学	2	1・2前	
	☆	分子進化生態学	2	1・2後	
	☆	動物分子生理学	2	1・2前	
	☆	動物生殖遺伝学	2	1・2後	
	☆	分子農学特別演習	4	1～2通	●10単位（必修科目）
☆	分子農学特別研究	6	1～2通		
小計			22		
計			50		
<p>修了要件 30単位以上（GPA 2.0以上とする。）</p> <p>1. 地域創生リテラシー科目から6単位以上</p> <p>2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から24単位以上</p> <p>●必修科目：10単位</p> <p>○選択科目：14単位以上</p> <p>(1) 境界・学際領域科目の専攻指定科目から1単位、プログラム指定科目から2単位を必ず修得すること。</p> <p>(2) プログラム専門科目から4単位を必ず修得すること。</p> <p>(3) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、5単位以内に限り14単位に算入することができる。</p> <p>①境界・学際領域科目のプログラム指定科目以外の本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目</p> <p>②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目</p>					

工農総合科学専攻 物質環境化学プログラム 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位数	聴講 年次	履修方法
境界・学際領域科目	A群	☆ 基礎光学 I	1	1前	○左記の科目から2単位以上
		☆ 光学基盤技術	1	1後	
		☆ 遺伝子情報解析技術論	1	1前	
		☆ 細胞解析技術論	1	1前	
		☆ 質量分析装置解析技術論	1	1後	
	B群	☆ バイオデザイン・プロセス学	1	1後	
		環境分析化学	1	1後	
		化学システム工学	1	1後	
		物質プロセス工学	1	2前	
		☆ 分子生理化学	1	2前	
		☆ 界面化学	1	2前	
	A群	☆ 食品機能科学	1	1後	
		☆ 材料組織評価学	2	1前	
		生体機械工学	1	1前	
☆ マイクロ・ナノ工学		1	1後		
メカトロニクス制御		2	1後		
生体信号解析学特論		2	1前		
☆ 基礎/発展 電磁気学		2	1前		
☆ 量子エレクトロニクス		2	1後		
エンジニアコーチング		1	1前		
情報電気電子システム工学特別講義		1	1・2後		
☆ スマート農林業	1	1後			
☆ 政策課題演習	1	1後			
プログラム指定科目		専攻指定科目A群に記載の科目	—	—	○左記の科目から1単位以上
		他専攻における境界・学際領域科目（専攻指定科目のみ）	—	—	
小計			28	—	
物質環境化学プログラム	プログラム専門科目	物理化学要論	2	1前	○左記の科目から4単位以上
		分子構造化学	2	1前	
		分子機能化学	2	1後	
		物質・環境工学	2	1後	
	☆ 物質環境化学特別演習	4	1～2通	●10単位（必修科目）	
☆ 物質環境化学特別研究	6	1～2通			
小計			18	—	
計			46	—	
<p>修了要件 30単位以上（GPA 2.0以上とする。）</p> <p>1. 地域創生リテラシー科目から6単位以上</p> <p>2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から24単位以上</p> <p>●必修科目：10単位</p> <p>○選択科目：14単位以上</p> <p>(1) 境界・学際領域科目の専攻指定科目のB群から2単位、プログラム指定科目から1単位を必ず修得すること。</p> <p>(2) プログラム専門科目から4単位を必ず修得すること。</p> <p>(3) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、3単位以内に限り14単位に算入することができる。</p> <p>①境界・学際領域科目のプログラム指定科目以外の本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目</p> <p>②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目</p>					

工農総合科学専攻 農芸化学プログラム 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位数	聴講 年次	履修方法
境界・学際領域科目	A群	☆ 基礎光学 I	1	1前	○左記の科目から2単位以上
		☆ 光学基盤技術	1	1後	
		☆ 遺伝子情報解析技術論	1	1前	
		☆ 細胞解析技術論	1	1前	
		☆ 質量分析装置解析技術論	1	1後	
	B群	☆ バイオデザイン・プロセス学	1	1後	
		環境分析化学	1	1後	
		化学システム工学	1	1後	
		物質プロセス工学	1	2前	
		☆ 分子生理化学	1	2前	
		界面化学	1	2前	
		食品機能科学	1	1後	
	A群	☆ 材料組織評価学	2	1前	
		生体機械工学	1	1前	
		☆ マイクロ・ナノ工学	1	1後	
		メカトロニクス制御	2	1後	
		生体信号解析学特論	2	1前	
		☆ 基礎/発展 電磁気学	2	1前	
		☆ 量子エレクトロニクス	2	1後	
エンジニアコーチング		1	1前		
情報電気電子システム工学特別講義		1	1・2後		
☆ スマート農林業		1	1後		
☆ 政策課題演習	1	1後			
定ラ ブ 科 ム ロ 目 指 グ		専攻指定科目A群に記載の科目	—	—	○左記の科目から1単位以上
小計			28	—	
農芸化学プログラム	プログラム 専門科目	☆ フロンティア農芸化学	2	1前	○左記の科目から4単位以上
		☆ 生理活性物質化学	2	1前	
		☆ 栄養生理化学	2	2前	
		☆ 植物機能化学	2	1後	
	☆ 農芸化学特別演習	4	1～2通	●10単位（必修科目）	
	☆ 農芸化学特別研究	6	1～2通		
小計			18	—	
計			46	—	
<p>修了要件 30単位以上 (GPA 2.0以上とする。)</p> <p>1. 地域創生リテラシー科目から6単位以上</p> <p>2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から24単位以上</p> <p>●必修科目：10単位</p> <p>○選択科目：14単位以上</p> <p>(1) 境界・学際領域科目の専攻指定科目のB群から2単位、プログラム指定科目から1単位を必ず修得すること。</p> <p>(2) プログラム専門科目から4単位を必ず修得すること。</p> <p>(3) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、3単位以内に限り14単位に算入することができる。</p> <p>①境界・学際領域科目のプログラム指定科目以外の本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目</p> <p>②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目</p>					

工農総合科学専攻 機械知能工学プログラム 履修表

科目区分		英語 対応	授業科目名	単位数	聴講 年次	履修方法
境界・学際領域科目	専攻指定科目	A群	☆ 基礎光学 I	1	1前	
			☆ 光学基盤技術	1	1後	
			☆ 遺伝子情報解析技術論	1	1前	
			☆ 細胞解析技術論	1	1前	
			☆ 質量分析装置解析技術論	1	1後	
			☆ バイオデザイン・プロセス学	1	1後	
			環境分析化学	1	1後	
			化学システム工学	1	1後	
			物質プロセス工学	1	2前	
			☆ 分子生理化学	1	2前	
			界面化学	1	2前	
	食品機能科学	1	1後			
	B群	☆ 材料組織評価学	2	1前	○左記の科目から2単位以上	
		生体機械工学	1	1前		
☆ マイクロ・ナノ工学		1	1後			
メカトロニクス制御		2	1後			
			生体信号解析学特論	2	1前	
A群	☆ 基礎/発展 電磁気学	2	1前			
	☆ 量子エレクトロニクス	2	1後			
	エンジニアコーチング	1	1前			
	情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後			
	☆ スマート農林業	1	1後			
☆ 政策課題演習	1	1後				
定ラ ブ 科 目 指 グ			専攻指定科目A群に記載の科目	—	—	○左記の科目から1単位以上
小計				28	—	
機械知能工学プログラム	プログラム 専門科目	☆	実験流体力学	2	1後	○左記の科目から4単位以上
			生産技術工学	1	1前	
			先端精密加工学	2	1後	
			成形プロセス工学	2	1前	
			力学系理論	1	1前	
			動的システム解析	1	1後	
			ロボット技術	1	1後	
			知能ロボット	2	1後	
			☆ 幾何数理機械工学	1	1前	
	非線形現象の幾何学 I	2	1前			
非線形現象の幾何学 II	2	1後				
☆ 機械知能工学特別演習	4	1～2通	●10単位（必修科目）			
☆ 機械知能工学特別研究	6	1～2通				
小計				27	—	
計				55	—	
<p>修了要件 30単位以上 (GPA 2.0以上とする。)</p> <p>1. 地域創生リテラシー科目から6単位以上</p> <p>2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から24単位以上</p> <p>●必修科目：10単位</p> <p>○選択科目：14単位以上</p> <p>(1) 境界・学際領域科目の専攻指定科目のB群から2単位、プログラム指定科目から1単位を必ず修得すること。</p> <p>(2) プログラム専門科目から4単位を必ず修得すること。</p> <p>(3) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、2単位以内に限り14単位に算入することができる。</p> <p>①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目</p> <p>②他の大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目</p>						

工農総合科学専攻 情報電気電子システム工学プログラム 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位数	聴講 年次	履修方法
境界・学際領域科目	専攻 指定科目	☆ 基礎光学 I	1	1前	
		☆ 光学基盤技術	1	1後	
		☆ 遺伝子情報解析技術論	1	1前	
		☆ 細胞解析技術論	1	1前	
		☆ 質量分析装置解析技術論	1	1後	
		☆ バイオデザイン・プロセス学	1	1後	
		環境分析化学	1	1後	
		化学システム工学	1	1後	
		物質プロセス工学	1	2前	
		☆ 分子生理化学	1	2前	
		界面化学	1	2前	
		食品機能科学	1	1後	
		☆ 材料組織評価学	2	1前	
		生体機械工学	1	1前	
		☆ マイクロ・ナノ工学	1	1後	
		メカトロニクス制御	2	1後	
		生体信号解析学特論	2	1前	
		☆ 基礎／発展 電磁気学	2	1前	
	☆ 量子エレクトロニクス	2	1後		
	エンジニアコーチング	1	1前		
情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後			
☆ スマート農林業	1	1後			
☆ 政策課題演習	1	1後			
定ラ ブ 科 ム ロ グ 目 指 グ		同専攻他プログラムの専門科目	—	—	○左記の科目から2単位以上 (ただし、指導教員との相談・ 指導の下、教育・研究上有益と 認められる科目に限る。)
小計			28	—	
情報電気電子システム工学プログラム	基盤 科目	☆ 数理科学特論	2	1前	○左記の科目から6単位以上
		☆ 数理解析特論	2	1後	
		☆ 非線形解析特論	2	1前	
		☆ 応用数学特論	2	1後	
	基盤 要素 技術 科目 プ ロ グ ラ ム 専 門 科 目	☆ ソフトウェア特論	2	1後	
		☆ データ工学	2	1後	
		☆ デジタル画像工学	2	1後	
		音響情報工学	2	1後	
		☆ 情報量統計学	2	1前	
		☆ 超伝導エレクトロニクス	2	1前	
		☆ スピントロニクス	2	1後	
		光制御回路工学	2	1前	
		マイクロ波・ミリ波回路工学	2	1前	
		☆ レーザー工学	2	1前	
		☆ 電気自動車	2	1前	
		☆ アドバンストパワーエレクトロニクス	2	1前	
		☆ ロバスト制御理論	2	1前	
		☆ 材料物性の量子論	2	1前	
		ソリッドステートの物理	2	1後	
		☆ 電子材料工学特論	2	1後	
代数学と暗号理論	2	1後			
最適制御理論	2	1後			
光と物質の科学	1	1通			

システム応用技術科目	☆	情報ネットワーク特論	2	1前	● 10 単位 (必修科目)
	☆	計算機アーキテクチャ特論	2	1前	
	☆	スマートシティーテクノロジー	1	1後	
		大規模システム最適化	2	1前	
		システムバイオロジー	2	1後	
	☆	画像復元処理特論	2	1前	
		感性情報処理システム	2	1前	
		コンピュータグラフィックス特論	2	1後	
		ネットワークコンピューティング特論	2	1後	
	☆	情報電気電子システム工学特別演習	4	1～2通	
☆	情報電気電子システム工学特別研究	6	1～2通		
小計			72	—	
計			100	—	

修了要件 30 単位以上 (GPA 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 6 単位以上
2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 24 単位以上

●必修科目：10 単位

○選択科目：14 単位以上

(1) 境界・学際領域科目の専攻指定科目から 2 単位，プログラム指定科目から 2 単位を必ず修得すること。

(2) プログラム専門科目の基盤科目，基盤要素技術科目・システム応用技術科目から 6 単位を必ず修得すること。

(3) 次の科目については，指導教員が教育上有益と認め，所定の手続きを経て履修した場合は，2 単位以内に限り 14 単位に算入することができる。

①本専攻の他のプログラム科目及び他専攻のプログラム科目

②他の大学の大学院 (外国の大学院を含む) の授業科目

こと。

工農総合科学専攻 農業生産環境保全学プログラム 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位数	聴講 年次	履修方法
境界・学際領域科目	☆	基礎光学 I	1	1前	
	☆	光学基盤技術	1	1後	
	☆	遺伝子情報解析技術論	1	1前	
	☆	細胞解析技術論	1	1前	
	☆	質量分析装置解析技術論	1	1後	
	☆	バイオデザイン・プロセス学	1	1後	
		環境分析化学	1	1後	
		化学システム工学	1	1後	
		物質プロセス工学	1	2前	
	☆	分子生理化学	1	2前	
		界面化学	1	2前	
		食品機能科学	1	1後	
	☆	材料組織評価学	2	1前	
		生体機械工学	1	1前	
	☆	マイクロ・ナノ工学	1	1後	
		メカトロニクス制御	1	1後	
		生体信号解析学特論	2	1前	
	☆	基礎／発展 電磁気学	2	1前	
	☆	量子エレクトロニクス	2	1後	
		エンジニアリング	1	1前	
		情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後	
☆	スマート農林業	1	1後		
	☆ 政策課題演習	1	1後	● 1 単位（必修科目）	
プログラム 指定科目		同専攻他プログラムの専門科目 他専攻プログラムの専門科目 ※「文系科目群」に登録されている科目を除く	— —	— —	} ○左記の科目から 1 単位以上
小計			27	—	
農業生産環境保全学プログラム	☆	地域土壌圏科学	1	1前	} ○左記の科目から 7 単位以上
	☆	園芸作物生理学	1	1前	
		作物生産技術の現状と課題, 展望	1	1後	
	☆	園芸フィールド生理学	1	1前	
		作物品種改良学	1	1後	
	☆	防除分子生態学	1	1後	
		生物とウイルスの関係学	1	1後	
	☆	動物行動管理学	1	1後	
	☆	動物形態学	1	1前	
		ヒトと動物の関係学	1	1後	

☆	植生管理学	1	1前	}	
	雑草管理・検疫学	1	1後		
☆	野生動物管理学	1	1前		
☆	生物生産環境情報工学	1	1前		
☆	生物環境調節学	1	1後		
	生物生産機械学	1	1後		
☆	生物環境システム工学	1	1後		
	食品流通工学	1	1前		
☆	生産流通システム工学	1	1後		
☆	植物生産環境学	1	1後		
☆	農林フィールド土壌化学	1	1前		
	農業生産環境保全学特別講義Ⅰ	1	1通		
	農業生産環境保全学特別講義Ⅱ	1	1通		
	農業生産環境保全学特別講義Ⅲ	1	1通		
☆	農業生産環境保全学特別演習	4	1～2通		● 10 単位 (必修科目)
☆	農業生産環境保全学特別研究	6	1～2通		
小計		34	—		
計		61	—		

修了要件 30 単位以上 (GPA 2.0 以上とする。)

1. 地域創生リテラシー科目から 6 単位以上

2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 24 単位以上

●必修科目：11 単位

○選択科目：13 単位以上

(1) 境界・学際領域科目のプログラム指定科目から 1 単位を必ず修得すること。

(2) プログラム専門科目から 7 単位を必ず修得すること。

(3) 次の科目については、指導教員が教育上有益と認め、所定の手続きを経て履修した場合は、3 単位以内に限り 11 単位に算入することができる。

①他の大学の大学院 (外国の大学院を含む) の授業科目

工農総合科学専攻 森林生産保全学プログラム 履修表

科目区分	英語 対応	授業科目名	単位数	聴講 年次	履修方法		
境界・学際領域科目	☆	基礎光学 I	1	1前			
	☆	光学基盤技術	1	1後			
	☆	遺伝子情報解析技術論	1	1前			
	☆	細胞解析技術論	1	1前			
	☆	質量分析装置解析技術論	1	1後			
	☆	バイオデザイン・プロセス学	1	1後			
		環境分析化学	1	1後			
		化学システム工学	1	1後			
		物質プロセス工学	1	2前			
	☆	分子生理化学	1	2前			
		界面化学	1	2前			
		食品機能科学	1	1後			
	☆	材料組織評価学	2	1前			
		生体機械工学	1	1前			
	☆	マイクロ・ナノ工学	1	1後			
		メカトロニクス制御	2	1後			
		生体信号解析学特論	2	1前			
	☆	基礎／発展 電磁気学	2	1前			
	☆	量子エレクトロニクス	2	1後			
		エンジニアコーチング	1	1前			
	情報電気電子システム工学特別講義	1	1・2後				
	☆	スマート農林業	1	1後	● 2 単位 (必修科目)		
	☆	政策課題演習	1	1後			
ム 指 定 科 目		同専攻他プログラムの専門科目	—	—	○左記の科目から 1 単位以上		
		他専攻プログラムの専門科目 ※「文系科目群」に登録されている科目を除く	—	—			
小計			28	—			
森林 生産 保全 学 プ ロ グ ラ ム	基 盤 科 目	☆	森林生産学	1	1前	● 3 単位 (必修科目)	
		☆	森林管理政策学	1	1前		
		☆	森林工学	1	1前		
	プ ロ グ ラ ム 専 門 科 目	応 用 科 目	☆	森林環境制御学	1	1前	○左記の科目から 4 単位以上
			☆	比較森林政策学	1	1前	
			☆	森林管理計画学	1	1前	
			☆	森林作業システム学	1	1前	
			☆	森林植物学	1	1後	
			☆	森林経済学	1	1後	
			☆	森林資源管理学	1	1前	
	森林生産保全学特別講義	1	1通				
	☆	森林生産保全学特別演習	4	1～2通	● 1 0 単位 (必修科目)		
	☆	森林生産保全学特別研究	6	1～2通			
小計			21	—			
計			49	—			
<p>修了要件 30 単位以上 (GPA 2.0 以上とする。)</p> <p>1. 地域創生リテラシー科目から 6 単位以上</p> <p>2. 境界・学際領域科目及びプログラム専門科目から 24 単位以上</p> <p>●必修科目：15 単位</p> <p>○選択科目：9 単位以上</p> <p>(1) 境界・学際領域科目のプログラム指定科目から 1 単位を必ず修得すること。</p> <p>(2) プログラム専門科目の応用科目から 4 単位を必ず修得すること。</p>							

年 月 日

地域創生科学研究科長 殿

申請者

所 属 地域創生科学研究科

専 攻 名

プログラム名

学 籍 番 号

ふ り が な

氏 名

他プログラムの授業科目履修届

宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

修了単位とする授業科目等

授 業 科 目 名	単位数	開講プログラム名	指導教員 確 認	授業担当 教員確認

(6) 成績評価方法

成績評価方法については、シラバスに記載され、また授業科目担当教員からも説明があります。授業科目、担当教員によって成績の評価方法が異なりますから注意してください。

成績は、上位の評語から順に次の評語で示されます。

秀，優，良，可，不可，履不

可以上が合格で、単位を修得できます。履不の場合は、科目担当教員に相談いただき、一定の水準に達したと認められた場合、可以上に成績が修正され、単位を修得できます。

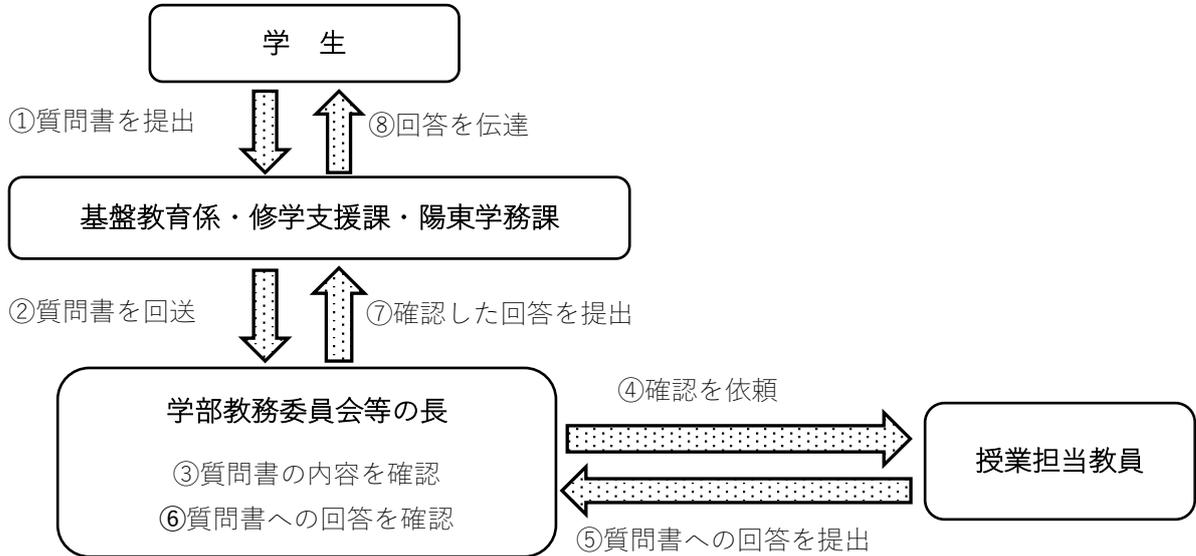
なお、成績優秀者は、「宇都宮大学成績優秀者表彰(学業奨励奨学金)規程」により表彰されます。

また、成績は奨学金貸与、授業料免除などの選考の際に用いられます。

成績評価に対する質問・疑問、異議申立ての流れ

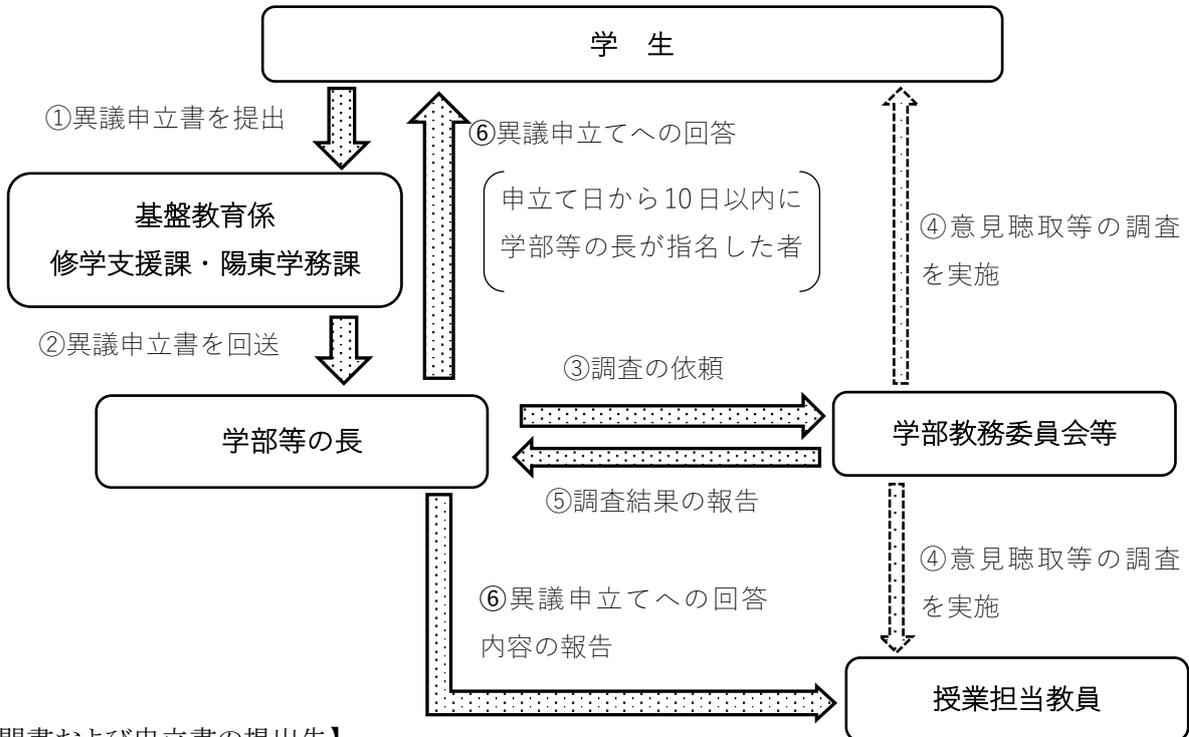
1. 成績評価に対して質問・疑問がある場合

教務ポータルでの成績開示日から1週間以内に「授業科目の成績評価に対する質問書」を提出する。



2. 「1」で回答を受けてもなお異議がある場合

前期開講科目は後期授業開始日から1週間以内、後期開講科目は翌年度前期授業開始日から1週間以内に「授業科目の成績評価に対する異議申立書」を提出する。



【質問書および申立書の提出先】

基盤教育科目: 基盤教育係

国際学部・共同教育学部・教育学部・農学部専門科目、教育学研究科科目: 修学支援課

地域デザイン科学部・工学部専門科目、地域創生科学研究科科目: 陽東学務課

(7) 教育職員免許状の取得について

所用基礎資格(中学校教諭・高等学校教諭一種免許状)を有し、本研究科において、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の授業科目を履修した者は、中学校教諭、高等学校教諭専修免許状を取得することができます。

各専攻で取得できる専修免許状の種類及び教科は次のとおりです。

(カリキュラムの詳細は巻末資料「教員免許状取得カリキュラム一覧」に記載しています。)

<社会デザイン科学専攻>

○中学校教諭専修免許状(国語・社会・音楽・美術・保健体育・家庭・英語)

○高等学校教諭専修免許状(国語・地理歴史・公民・音楽・美術・保健体育・家庭・農業・英語)

<工農総合科学専攻>

○中学校教諭専修免許状(理科)

○高等学校教諭専修免許状(理科・農業・工業)

5. 修士論文の審査, 及び最終試験

修士論文の作成には標準で2年を要します。1年次から2年次にかけての作成過程を以下に示します。

- [1] 入学当初に、主指導教員の指導のもとに研究計画(研究目的, 研究内容, 研究方法)を立てます。
- [2] 特別研究, 特別設計などの履修を1年次, 2年次に行い, 修士論文又の研究成果をまとめる指導を受けます。また, その研究成果については, 学会, 研究会などで発表することが奨励されています。
- [3] 主指導教員の指導のもとで, 修士論文の題目を決定して, 指定された期日までに研究科長に提出します。
- [4] 修士論文は, 指定された期日までに主指導教員を経て研究科長に提出します。
- [5] 修士論文の審査は, 主指導教員1名と第1副指導教員1名(同じ専門分野), 第2副指導教員1名(原則として他の学位プログラム教員)に, 審査委員長(主査)として選出された同じ専門分野の教員1名を加えた4名の教員が行います。修士論文が「合」と認められたときには, 最終試験として, 修士論文の内容を中心とした最終試験が行われます。

【大学院学位論文等評価基準 地域創生科学研究科(博士前期課程)】

(評価基準)

下記1～4の評価項目すべてについて、修士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

(評価項目)

1.研究目的, 意義, 独創性について

- ・研究目的とその意義が学術的あるいは社会的に貢献をなすものであり, 先行研究あるいは関連研究をふまえた上で研究の内容または方法に先駆性・独創性が認められる。

2.研究の方法について

- ・研究方法が適切に選択され, 研究が実施されている。

3.論証方法と結論について

- ・設定した課題に対する論証が適切になされた上で, 結論が導出されている。
- ・用語や概念の使用, 表現及び論旨が正確であり, 論証が適切である。

4.論文の形式, 体裁について

- ・専門分野で汎用されている論文形式を参考にして, 目次, 章構成, 引用, 図表等の形式や体裁が適切である。

6. 研究倫理について

大学院生の修士論文等の研究では、「研究」に本格的に取り組むこととなります。研究は、社会のためのものであって、人に対して、自然に対して、誠実でなければなりません。社会に認められる研究であるべきです。みなさん自身が、研究の在り方、進め方について、自らを律するガイドラインである『研究(者)倫理』を守ることが求められます。『研究(者)倫理』を守って、新たな世界にチャレンジしてください。

研究の開始前に、日本学術振興会のホームページ(<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>)に用意されている『研究(者)倫理』の学習ための「研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics) [eL CoRE]」を必ず受講してください。修了すると修了証書が得られますので、C-Learning の「研究倫理」より提出してください。

また、別ページ(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>)にはテキスト版の教材がありますので、併せて参考にしてください。

『研究(者)倫理』のポイントは、以下の3点です。

[1] 研究活動の不正行為の防止

捏造・改ざん・盗用などの不正防止, 分野毎に定められた研究規範の遵守, その他の不正行為(重複投稿・他研究者の妨害行為・アカハラ・不適切なオーサーシップ)の禁止, 知的財産の保護 など

[2] 研究活動に関する説明責任／情報請求に関する準備

研究データの一定期間保存・実験ノートによる整理された記録など。(自分自身を守るため、少なくとも研究ノートに記録を残し、自分で研究したことを証明するための記録を残しましょう。)

[3] 研究費の不正使用の防止

私的なものを除けば、ほとんどの研究が広い意味で公的な資金で運用されています。国のお金(元は税金)、会社のお金(株主・役員・社員の財産)、財団のお金(公的に使用する前提で税に関する優遇措置を受けている)などです。学生も、国や財団、企業からのお金で研究を遂行したり学会への出張参加・発表などをすることもあります。研究費の不正利用防止にも気をつけてください。

7. Advanced Learning + 1 の履修について

○「雑草鳥獣管理プログラム」

雑草と野生鳥獣によって引き起こされるさまざまな課題をフィールドで解決するための専門知識と実践力を身につけることができます。

[1]. 対象学生

大学院生を対象とします。

[2]. 履修の届出

履修を希望する者は、学務部修学支援課または学務部陽東学務課窓口で配布する「雑草鳥獣管理プログラム履修申込書」を1年次の5月末までに、学務部修学支援課または学務部陽東学務課に提出してください。

[3]. 修了要件

- 1) 分野毎に指定された授業科目から、必要単位数以上を修得し、合計7単位以上を修得する必要があります。
- 2) 修了した者には、博士前期課程修了時に「雑草鳥獣管理プログラム修了証書」を発行しますので、学務部修学支援課または学務部陽東学務課に申し出てください。

[4]. 履修科目

- 1) 開講学期は、各科目のシラバスを参考願います。
- 2) 博士前期課程の修了単位になるかどうかは、自身の所属するプログラム毎に異なります。

[5]. その他

本プログラムは、法令等で定められた資格ではありません。本学が定めたプログラムを修了した者に対し、博士前期課程修了時に学習証明書を授与する”Advanced Learning+1”です。

<分野を構成する科目>

分 野	授業科目名	単位数
植生マネジメント (○を付した科目1単位以上を含む, 計3単位以上(あるいは2単位以上))	○雑草管理・検疫学	1
	○植生管理学	1
	森林生産学	1
	森林植物学	1
野生鳥獣管理 (○を付した科目を含む, 2単位以上 (あるいは3単位以上))	○野生動物管理学	1
	動物生殖遺伝学	2
	動物行動管理学	1
	ヒトと動物の関係学	1
	動物形態学	1
地域資源開発 (○を付した科目を含む2単位以上)	○農業生産組織論	1
	比較森林政策学	1
	農業・農村の組織マネジメント	1
	自然共生デザイン論	1
	地域マネジメントA	1

<分野毎に求められる最低単位数> (○を付した科目は必ず履修すること。)

- [1] 植生マネジメント3単位, 野生鳥獣管理2単位, 地域資源開発2単位
あるいは
[2] 植生マネジメント2単位, 野生鳥獣管理3単位, 地域資源開発2単位

8. 諸手続と相談

学生生活に関わる案内(学生生活案内)を宇都宮大学ホームページに掲載しています。

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/convenient/>

Ⅲ. 関係諸規定

1. 宇都宮大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、宇都宮大学学則第2条の2第2項の規定に基づき、宇都宮大学大学院(以下「本学大学院」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に研究科細則で定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第3条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外のものによる検証を行うものとする。

第2章 組織

(研究科)

第4条 本学大学院に次の研究科を置く。

地域創生科学研究科

教育学研究科

(課程)

第5条 本学大学院の課程は、博士課程、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条第1項に規定する教職大学院の課程(以下「教職大学院の課程」という。)とする。この場合において、博士課程は前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。

2 地域創生科学研究科に博士課程、教育学研究科に教職大学院の課程を置く。

3 博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

4 博士後期課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

5 教職大学院の課程においては、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の育成のための教育を行うものとする。

(専攻、入学定員及び収容定員)

第6条 研究科に置く専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		教職大学院の課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
地域創生科学研究科	社会デザイン科学専攻	77	154				

	工農総合科学専攻	258	516				
	先端融合科学専攻			25	75		
	計	335	670	25	75		
教育学研究科	教育実践高度化専攻					18	36
	計					18	36
合計		335	670	25	75	18	36

(学位プログラム)

第 6 条の 2 地域創生科学研究科の各専攻に、学位プログラムを置く。

第 3 章 修業年限及び在学期間、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第 7 条 教職大学院の課程の標準修業年限は 2 年とする。

2 博士課程の標準修業年限は 5 年とし、博士前期課程の標準修業年限は 2 年、博士後期課程の標準修業年限は 3 年とする。

(在学期間)

第 8 条 博士前期課程及び教職大学院の課程の在学期間は 4 年、博士後期課程の在学期間は 6 年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学後の在学期間は、同項に規定する在学期間から退学前の在学年数(1 年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数を超えることができない。

(長期履修学生)

第 9 条 本学大学院において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する者には、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

(学年及び授業期間)

第 10 条 学年は、4 月入学の場合は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わり、10 月入学の場合は 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

2 学年を次の 2 期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

3 1 年間の授業は、定期試験等の期間を含めて 35 週を原則とする。

(休業日)

第 11 条 休業日は、宇都宮大学学則第 22 条の規定を準用する。

第 4 章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第 12 条 各研究科は、研究科細則で定めた教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」といい、教職大学院の課程には該当しないものとする。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 各研究科(教職大学院の課程を除く。)は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 教職大学院の課程は、教育課程の編成に当たっては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専門分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論、質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

(授業科目、単位及び履修方法等)

第13条 各研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、研究科細則において定める。なお、単位の基準については、宇都宮大学学則第19条の規定を準用するものとする。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第14条 本学大学院の研究科の専攻において当該所要資格を取得できる専修免許状及び免許教科の種類は、別表1のとおりとする。

2 別表1にかかる専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、当該免許に係る教育職員の一種免許状の所要資格を有し、かつ、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

(他の研究科又は学部の授業科目の履修)

第15条 各研究科(教職大学院の課程を除く。)は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、当該専攻教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の議を経て、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第16条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)又は外国の大学の大学院(以下「外国の大学院」という。)の授業科目を履修(休学期間中を含む。)させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、当該教授会等の議を経て、前条第1項の規定により修得した単位数と合わせて15単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程にあつては、第1項の規定により修得した単位については、当該研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 各研究科(教職大学院の課程を除く。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程にあつては、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の実施に関しては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 18 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に本学大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 15 条において準用する大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該教授会等の議に基づき、本学大学院入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び編入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、第 16 条第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、20 単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程にあつては、第 1 項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び編入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、第 16 条第 3 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、20 単位を超えないものとする。

4 前 3 項については、別に定める。

(教育方法の特例)

第 19 条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 20 条 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめシラバス等に明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 21 条 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(単位修得の認定)

第 22 条 単位修得の認定は、口述若しくは筆記試験又は研究報告書等によって行う。

(評価)

第 23 条 履修した授業科目成績の評価については、別に定める。

第 5 章 課程の修了及び学位の授与

(博士前期課程の修了要件)

第 24 条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第 25 条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより 10 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる在学期間を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。

(1) 博士前期課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年

(2) 博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間

3 第2項の規定にかかわらず、第30条第2項第2号から第7号までの規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第26条 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより46単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得し、当該課程の目的に応じ、学修の成果の審査に合格することとする。

(課程修了の認定)

第27条 第24条から前条までの課程の修了は、当該教授会等の議を経て、学長が認定する。

(大学院における在学期間の短縮)

第27条の2 第18条第1項の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第28条 本学大学院の課程を修了した者には、その課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は教職修士の学位を授与する。

2 学位授与については、宇都宮大学学位規程の定めるところによる。

第6章 入学、休学、転学、退学及び留学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、研究科において特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第30条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学に3年以上在学した者, 外国において学校教育における15年の課程を修了した者, 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で, 学長が所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者で, 学長が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 学長が個別の入学資格審査により, 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で, 22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は, 次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
 - (2) 外国において, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 国際連合大学の課程を修了し, 修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 我が国において, 外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 学長が個別の入学資格審査により, 修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で, 24歳に達したもの
- 3 教職大学院の課程に入学することのできる者は, 第1項各号のいずれかに該当し, かつ教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める一種免許状を有するものとする。
- (入学志願手続)
- 第31条 入学志願者は, 入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願出しなければならない。
- (入学者の選抜)
- 第32条 前条の入学志願者については, 選抜試験を行い, 当該教授会等の議を経て学長が決定する。
- 2 選抜試験に関しては, 別に定める。
- (入学手続及び入学許可)
- 第33条 合格の通知を受けた者は, 所定の期日までに所定の書類を提出するとともに, 入学料を納入しなければならない。ただし, 入学料の免除又は徴収猶予を申請している者にあつては, 免除又は徴収猶予申請後所定の期日までの間, 入学料の徴収を猶予する。
- 2 学長は, 前項の手続きを完了した者に, 入学を許可する。
- (休学, 復学)

第 34 条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き 3 月以上修学することができない者は、所定の手続きを経て休学することができる。

2 疾病その他の事由で修学することが不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

3 前 2 項の場合において、休学の事由が消滅し復学しようとするときは、ただちに復学願を提出し許可を得なければならない。

4 前 3 項の許可又は命令は、学長が決定する。

(休学期間)

第 35 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して博士前期課程及び教職大学院の課程にあつては 2 年、博士後期課程にあつては 3 年を超えることができない。

3 休学期間は、標準修業年限に算入しない。

(転学)

第 36 条 他の大学院に転学しようとする者は、所定の手続きを経て許可を得なければならない。

2 前項の許可は、当該教授会等の議を経て学長が決定する。

(退学)

第 37 条 退学を希望する者は、その事由を添えて願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、学長が決定する。

(留学)

第 38 条 外国の大学院に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第 7 条に規定する標準修業年限に算入する。

第 7 章 再入学、編入学、転研究科等

(再入学)

第 39 条 第 36 条第 1 項及び第 37 条第 1 項により転退学した者が再び入学を志願するときは、選考の上、当該教授会等の議を経て学長が許可する。

(編入学)

第 40 条 他の大学院、外国の大学院又は国際連合大学に在学中の者又は在学した者が編入学を志願するときは、選考の上、当該教授会等の議を経て学長が許可する。

(転研究科等)

第 41 条 学生が転研究科を志願するときは、同一の課程内に限り選考の上、当該研究科委員会の議を経て学長が許可する。

2 学生が転専攻を志願するときは、選考の上、当該教授会等の議を経て学長が許可する。

(再入学者等の単位及び標準修業年限)

第 42 条 前 3 条の規定により研究科に再入学、編入学若しくは転研究科又は転専攻した者について、当該教授会等は、その者の既修科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得単位数及び標準修業年限を定めるものとする。

第 8 章 外国人学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究生

(外国人学生)

第 43 条 外国人で入学を志願する者がいるときは、第 6 条に定める収容定員内において、学長が許可する。

2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第 44 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院の授業科目のうちから 1 科目又は数科目を選択して履修しようとする者があるときは、学長が、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 45 条 他の大学院、外国の大学院の学生又は国際連合大学の学生で、本学大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長が、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生に関しては、別に定める。

(研究生)

第 46 条 本学大学院において、特定の専門事項について研究指導を受けることを志願する者があるときは、学長が、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第 47 条 他の大学院、外国の大学の大学院又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長が、特別研究学生として入学を許可する。

2 特別研究学生に関しては、別に定める。

第 9 章 除籍

(除籍)

第 48 条 次の各号のいずれかに該当する者については、学長が除籍する。

(1) 休学期間が第 35 条第 2 項に定められた期間を超える者

(2) 在学年限を超える者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は一部免除若しくは徴収猶予が許可となった者で、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しない者

(4) 授業料その他所定の学費を滞納し督促してもなお納入しない者

(5) 1 年以上行方不明の者

(6) 死亡した者

(7) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 49 条 研究業績、人物ともに優秀な者に対しては、当該教授会等の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 50 条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該教授会等の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は譴責、謹慎、停学及び退学とする。

3 停学期間は、標準修業年限に算入しない。

第 11 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法並びに免除等)

第 51 条 本学大学院の研究科の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法並びに免除等は、別に定めるもののほか、宇都宮大学学則を準用する。

第 52 条 削除

第 12 章 管理運営

(教員)

第 53 条 本学大学院の教育及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準又は専門職大学院設置基準に定める資格を有する教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

第 54 条 教職大学院の課程は、第 26 条第 1 項に規定する実習その他の教育上の目的を達成するために必要な連携教育を行う小学校等を適切に確保するものとする。

第 13 章 東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

(東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施)

第 55 条 東京農工大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は茨城大学及び東京農工大学と共に協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、茨城大学及び東京農工大学の教員と共に、本学副学長又は本学農学部及び関連する学内共同施設の責任教員が担当するものとする。

3 前 2 項の実施に関しては、別に定める。

第 14 章 雑則

(他の規程の準用)

第 56 条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、本学諸規程を準用する。

附 則

1 この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 28 条第 1 項中、検定料の額については、昭和 41 年度入学者に限り、1,500 円とする。

(中略)

附 則

1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則による改正前の国際学研究科博士課程及び工学研究科博士課程は、改正後の第 4 条から第 6 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 改正後の第 6 条の規定にかかわらず、地域創生科学研究科、国際学研究科及び工学研究科の令和 3 年度及び令和 4 年度の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	令和 3 年度収容定員		令和 4 年度収容定員	
		博士前期課程	博士後期課程 (博士課程)	博士前期課程	博士後期課程 (博士課程)
地域創生科学研究科	社会デザイン科学専攻	154		154	
	工農総合科学専攻	516		516	
	先端融合科学専攻		25		50
	計	670	25	670	50

国際学研究科	国際学研究専攻		6		3
	計		6		3
工学研究科	システム創成工学専攻		60		30
	計		60		30

4 改正後の第 18 条第 2 項及び第 3 項並びに第 27 条の 2 にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例によるものとし、令和 3 年 4 月 1 日以後に編入学又は再入学した者については、当該者の属する年次の在学者にかかる学則を適用するものとする。

別表 1(第 14 条第 1 項関係)

専修免許状及び免許教科の種類表

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
地域創生科学研究科	社会デザイン科学専攻	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 農業, 英語
	工農総合科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科, 農業, 工業
教育学研究科	教育実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 工業, 英語
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)

2. 宇都宮大学学生生活規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮大学(以下「本学」という。)の学生が、自らの学生生活を豊かにし、充実するために、本学において守らなければならない必要な事項について定めるものとする。

第2条 削除

(学生証)

第3条 学生は、常に所定の学生証を携帯し、本学職員の請求があった時は提示するものとする。

2 学生証を紛失又は損傷したときは、直ちに学長に届け出て、再交付を受けるものとする。

3 学生証は、本学の学籍を離れるとき又はその有効期限が経過したときには、直ちに学長に返還するものとする。

(身上異動)

第4条 学生は、身上調査書等に記載した本籍地、住所及び氏名に変更があった場合は、速やかに学長に届け出るものとする。

(欠席届)

第5条 学生は、病気その他やむを得ない事情により授業を欠席するときは、速やかにその理由を付して学長に届け出るものとする。

(健康診断)

第6条 学生は、毎年1回学校保健安全法の定めにより本学が行う健康診断を受診しなければならない。

2 学生は、健康診断の結果に基づき、本学が行う保健衛生上の指導、指示に従うものとする。

(課外活動団体)

第7条 課外活動団体(学生が正課外において、教育活動の一環として参加し、活動する団体をいう。以下同じ。)を設立しようとするときは、当該団体の責任者は所定の様式により学長に届け出るものとする。

2 課外活動団体の届出の方法及び認定等については、別に定める。

(施設等の使用)

第8条 学生又は学生の団体(学生が任意につくる団体をいい、課外活動団体を含む。以下同じ。)が、正課以外の目的で本学の施設又は物品を使用するときは、使用願を提出しあらかじめ許可を受けるものとする。ただし、課外活動団体が通常使用している場所で活動する場合は、この限りでない。

(掲示物等の掲示)

第9条 学生又は学生の団体が学内において印刷物の掲示又は配布しようとするときは、本学の諸規程を遵守するとともに、所定の手続きをし、あらかじめ許可を受けるものとする。

2 印刷物又は配布物は、公序良俗に反しないものでなければならない。

3 印刷物、ポスター及び立看板等(以下「掲示物等」という。)は、掲示責任者及び掲示期間を明記するものとする。

4 掲示物等の掲示期間は、前項により記された期間とする。

5 印刷物及びポスターは、学生用掲示板以外に掲示してはならない。ただし、あらかじめ許可を受けた場合は、この限りでない。

6 掲示期間を経過したときは、掲示責任者は自主的に掲示物等を撤去しなければならない。

(損害賠償)

第10条 学生又は学生の団体が、故意又は過失により本学の施設、設備、及び物品等を汚損、損傷した場合は、損害賠償の責任を負うものとする。

(学園環境の保全)

第 11 条 学生は、常に本学構内における交通事故及び騒音の発生等の防止並びに構内環境の美化等学園環境の保全に努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この規程による届出等の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宇都宮大学学生通則(昭和 45 年 4 月 7 日制定)は廃止する。

附 則(平成 22 規程第 60 号)

この規程は、平成 22 年 3 月 15 日から施行し、平成 20 年 6 月 18 日から適用する。

附 則(令和 4 年 規程第 49 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 規程第 59 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

3. 宇都宮大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、宇都宮大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士とする。

2 前項の学位授与に当たっては、次の表に掲げる学部又は研究科ごとに、それぞれの学位に専攻分野の名称を付記するものとする。

学部又は研究科名	授与する学位及び付記する専攻分野名
地域デザイン科学部	学士(コミュニティデザイン学), 学士(工学)
国際学部	学士(国際学)
共同教育学部	学士(教育学)
工学部	学士(工学)
農学部	学士(農学)
地域創生科学研究科	修士(学術), 修士(農学), 修士(工学), 修士(国際学), 修士(光工学), 修士(分子農学), 博士(学術), 博士(農学), 博士(工学), 博士(国際学), 博士(光工学)
教育学研究科	教職修士(専門職)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、宇都宮大学学則(以下「学則」という。)の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、宇都宮大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)の定めるところにより、博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院に学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)した者に授与することができる。

5 教職修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、専門職学位課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第4条 前条第2項の規定により、修士の学位を受けようとする者は、修士論文を在学期間中に研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が当該課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文に代えることができる。

(博士論文の提出等)

第4条の2 第3条第3項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を在学期間中に研究科長に提出するものとする。

- (1) 博士論文
- (2) 博士論文の内容の要旨
- (3) 論文目録

- 2 第3条第4項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、所定の学位授与申請書に前項の各号に掲げる書類及び履歴書を添えて、学長に申請するものとする。
- 3 前項の規定により、学位の授与を申請する者は、論文審査手数料として、別に定める額を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士後期課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得して退学した者が、再入学しないで、退学後1年以内に申請する場合には、論文審査手数料を免除することができる。

(学位論文)

第4条の3 提出又は申請する修士論文又は博士論文(以下「学位論文」という。)は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、論文の訳文又は関係資料を提出させることができる。

(学位審査の期間)

第4条の4 学長は、第4条の2第2項の規定により学位授与の申請があったときは、受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、専攻教授会又は研究科委員会(以下「研究科委員会等」という。)の議を経てその期間を延長することができる。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返還)

第4条の5 提出又は申請のあった学位授与申請書及び論文等並びに納入された学位論文審査手数料は、返還しない。

(学位審査の付託)

第4条の6 学長は、第4条の2第2項の規定により学位授与申請書を受理したときは、ただちに研究科長に学位授与の可否について審査を付託する。

(審査及び最終試験等の付託)

第5条 研究科長は、学位論文を受理又は前条の審査を付託されたときは、学位論文の審査並びに大学院学則第24条及び第25条に規定する最終試験又は学力の確認(以下「最終試験等」という。)を研究科委員会等に付託する。

(審査委員)

第6条 研究科委員会等は、前条により審査を付託されたときは、次のとおり取り扱う。

- (1) 修士の学位授与の審査にあつては、当該研究科の博士前期課程の研究指導を担当する教員のうちから4人以上(教授1人以上を含む。)の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験を行わせる。
 - (2) 博士の学位授与の審査にあつては、当該研究科の博士後期課程の研究指導を担当する教員のうちから5人以上(教授3人以上を含む。)の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験等を行わせる。
- 2 前項の審査及び最終試験等に当たり、研究科委員会等が必要と認めた場合は、他の研究科等の教員を審査委員に加えることができる。
 - 3 第1項の審査及び最終試験等に当たり、研究科委員会等が必要と認めた場合は、他の大学院又は研究所等の教員、研究員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第7条 最終試験は、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心として関連ある科目について口述又は筆記の方法により行う。

(学力の確認)

第7条の2 学力の確認は、口述又は筆記試験によって行う。ただし、博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者については、当該研究科委員会の定める年限内に限り、口述又は筆記試験を免除することができる。

(審査終了の報告)

第7条の3 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは、ただちに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び最終試験等の結果を文書により研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の審議)

第8条 研究科委員会等は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議する。

2 前項の審議は、研究科委員会委員等の構成員(長期出張中及び休職・休業中の者、その他当該研究科委員会等が特に認めた事由のため出席することが出来ない構成員を除く。)の3分の2以上の賛成がなければならない。

(卒業認定結果の報告)

第8条の2 学部長は、当該学部所属学生の卒業認定の結果について、文書により学長に報告する。

(審査結果の報告)

第9条 研究科長は、第8条の結果に第7条の3に定める書類を添付し、文書により学長に報告する。

(学位の授与)

第10条 学長は、前2条の報告に基づき、学位の授与を決定し、学位を授与する者にはこれを授与し、授与しない者にはその旨を通知する。

2 学位の授与は、別紙様式1, 2, 3, 4, 5又は6による「学位記」により行う。

(博士論文要旨等の公表)

第10条の2 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、当該博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第10条の3 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「宇都宮大学」と明記するものとする。

(文部科学大臣への報告)

第11条の2 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、学位規則第12条の定める様式により文部科学大臣に報告する。

(学位授与の取消し)

第 12 条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与をうけた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は、学部教授会又は研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科委員会等が前項の決定をする場合には、第 8 条第 2 項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第 13 条 学位記の再交付を受けようとする者は、事由を付して学長に願い出なければならない。

附 則

(中略)

		地 国 工第 農	号
	学	位	記
<div data-bbox="242 622 531 904" style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;">大学印</div>		(本籍 (都道府県名)) 氏 名 年 月 日生	
本学〇〇学部〇〇学科 (課程) 所定の課程を修めた ことを認める			
宇都宮大学〇〇学部長 氏 名 ㊟			
本学〇〇学部長の認定により卒業したことを認め 学士 (〇〇) の学位を授与する			
年 月 日			
宇 都 宮 大 学 長 氏 名 ㊟			

備考 規格は、A4とする。

地修第 号

学 位 記

(本籍 (都道府県名))

氏 名

年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程を修了したので

修士 (○○) の学位を授与する

年 月 日

宇 都 宮 大 学 長 氏 名 ㊞

備考 規格は, A 4 とする。

地博第 号

学 位 記

(本籍 (都道府県名))

氏 名

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士後期課程を修了したので

修士 (〇〇〇) の学位を授与する

年 月 日

宇 都 宮 大 学 長 氏 名 ㊞

備考 規格は、A 4 とする。

		地博第	号
学	位	記	
		(本籍 (都道府県名))	
		氏	名
		年	月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格			
したので博士 (〇〇〇) の学位を授与する			
年	月	日	
宇	都	宮	大 学 長
		氏	名 ㊞

備考 規格は, A 4 とする。

		共教第	号
	学	位	記
大学印		(本籍(都道府県名))	
		氏名	年月日生
宇都宮大学及び群馬大学の共同教育学部学校教育教員養成課程 所定の課程を修めたことを認める			
宇都宮大学共同教育学部長		群馬大学共同教育学部長	
氏名 ㊟		氏名 ㊟	
宇都宮大学共同教育学部長及び群馬大学共同教育学部長の認 定により卒業したことを認め学士(教育学)の学位を授与する			
年 月 日			
宇 都 宮 大 学 長		群 馬 大 学 長	
氏 名 ㊟		氏 名 ㊟	

備考 規格は、A4とする。

4. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則

(趣旨)

第1条 宇都宮大学大学院学則第2条第2項, 第12条, 第13条の規定に基づく地域創生科学研究科(以下「本研究科」という。)の教育研究の目的, 授業科目, 単位数及び履修方法等については, 本学大学院学則並びに宇都宮大学学位規程(以下「学位規程」という。)に定めるもののほか, この細則の定めるところによる。
(研究科及び各専攻の教育研究の目的)

第2条 本研究科は, 21世紀の課題を解決して持続可能な豊かな地域社会の創生に貢献するために, 社会デザインとイノベーションに関する高度な専門知識・技術を身に付けて, 学際的な幅広い思考力と実践力を備えて主体的に行動できる高度専門職業人の育成をするとともに, STI for SDGs に資する特長的で強みのある研究の推進を教育研究の目的とする。

2 前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)各専攻の教育研究の目的は次のとおりとする。

- (1) 社会デザイン科学専攻は, 地域社会に関するソフトウェア(コミュニティ, 社会制度, 文化, 政策等)やハードウェア(建築, 国土保全, 環境等)のデザインに貢献できる高度専門職業人の育成を目的とする。
- (2) 工農総合科学専攻は, 工学分野と農学分野に関するものづくり, 食料・農林業・環境を支えるイノベーションの創造やマネジメントに貢献できる高度専門職業人の育成を目的とする。

3 後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)先端融合科学専攻は, 融合・多様化する分野に積極的に対応できる, 幅広い知識と技術に支えられた, より高い専門性を備える自立した人材を養成し, 地域や社会の課題解決に資する先端融合研究の推進を教育研究の目的とする。

(学位プログラム)

第3条 各専攻に, 次の学位プログラムを置く。

専攻名	学位プログラム名
社会デザイン科学専攻	コミュニティデザイン学プログラム
	農業・農村経済学プログラム
	建築学プログラム
	土木工学プログラム
	農業土木学プログラム
	グローバル・エリアスタディーズプログラム
	多文化共生学プログラム
	地域人間発達支援学プログラム
工農総合科学専攻	光工学プログラム
	分子農学プログラム
	物質環境化学プログラム
	農芸化学プログラム
	機械知能工学プログラム
	情報電気電子システム工学プログラム
	農業生産環境保全学プログラム

	森林生産保全学プログラム
先端融合科学専攻	オプティクスバイオデザインプログラム
	先端工学システムデザインプログラム
	グローバル地域デザインプログラム

(授業科目及び単位数)

第4条 本研究科における各専攻の授業科目及び単位数は、博士前期課程にあつては別表1、博士後期課程にあつては別表2のとおりとする。

(指導教員)

第5条 学生の研究及び論文指導等のため、それぞれの課程の学生ごとに次の指導教員を置く。ただし、博士後期課程にあつては、主指導教員及び副指導教員(研究)の3名以上のうち少なくとも1名は博士後期課程の研究指導教員資格を有する教授とする。

(1) 博士前期課程

主指導教員 1名

第1副指導教員 1名(主指導教員と同じ学位プログラムから選出)

第2副指導教員 1名(原則として、主指導教員と異なる学位プログラムから選出)

(2) 博士後期課程

主指導教員 1名

副指導教員(研究) 2名以上

副指導教員(融合教育) 2名以上

2 学生は、指導教員の変更を希望するときは、研究科長に願い出るものとする。

3 前2項は、本研究科における各専攻教授会又は研究科代議員会の審議に基づき研究科長が定める。

(修了単位等)

第6条 博士前期課程の学生は、指導教員の指示に従い、別表1に掲げる各専攻別の授業科目の履修方法により、必修及び選択科目の単位を合わせて30単位以上修得し、宇都宮大学における授業科目成績の評価及びGPT・GPA制度の取扱いに関する要項第3条第2項に定める算式により得られた通算GPAが2.0以上でなければならない。

2 博士後期課程の学生は、指導教員の指示に従い、別表2に掲げる授業科目の履修方法により、必修科目から9単位、選択必修科目から4単位以上、並びに専門選択科目から2単位以上の単位を合わせて15単位以上修得しなければならない。

(単位の基準)

第7条 本研究科における単位の基準は、次のとおりとする。

(1) 講義は、15時間の授業時間数をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業時間数をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は30時間又は45時間の授業時間数をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、15時間、30時間又は45時間の授業時間数をもって1単位とする。

(履修授業科目の届出)

第8条 学生は、履修しようとする授業科目を指導教員の承認を受け、每期始業後2週間以内に所定の手続きにより申し出て、授業科目担当教員の承認を得るものとする。

(履修認定及び成績評価)

第9条 各授業科目の履修の認定は、試験、レポート、発表等に基づき、授業担当教員が行う。

2 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の区分により評価し、可以上を合格とする。ただし、この区分によりがたいものについては、合格又は不合格とすることができる。

3 前項による成績評価の基準は次のとおりとする。

秀 90点以上

優 80点以上90点未満

良 70点以上80点未満

可 60点以上70点未満

不可 60点未満

4 前3項に定めるもののほか、成績の評価等については、宇都宮大学における授業科目成績の評価及びGPT・GPA制度の取扱いに関する要項に定めるところによる。

(教育方法の特例)

第10条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(修士論文等の提出等)

第11条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)は、課程修了に必要な単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 学生は、前項の修士論文等を提出する前に、指導教員の指導のもとに修士論文等の題目を決定し、その題目を指定された期日までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

3 第1項の修士論文等は、学位規程第4条の規定に基づき、指定した期日までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(修士論文等の審査等)

第12条 前条の修士論文等の審査及び最終試験は、3月上旬又は9月上旬までに行う。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月8日)

1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の日において令和3年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 令和3年4月1日以降に再入学した者等については、当該者の属する年次の在学者にかかる規程を適用する。

4 前2項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。

5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表の左欄に掲げる授業科目について修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

附則別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
アカデミックコミュニケーションⅠ	1	アカデミックコミュニケーション	2	地域創生リテラシー科目
アカデミックコミュニケーションⅡ	1			
基礎光学Ⅰ	1	基礎光学	1	工農総合科学専攻 境界・学際領域科目
波動工学Ⅰ	1	波動工学	2	光工学プログラム専門科目
波動工学Ⅱ	1			

附 則(令和4年1月11日)

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の日において令和4年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和4年4月1日以降に再入学した者等については、当該者の属する年次の在学者にかかる規程を適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、教育上必要と認める場合は、改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち、別表の左欄に掲げる授業科目について修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

附則別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
地域創生デザイン&イノベーション	1	現代社会を見通す:生命と感性の科学	1	地域創生リテラシー
国際開発マネジメント特論	1	海外プロジェクト特論	1	土木工学プログラム
ソフトウェア特論	2	ソフトウェア概論	2	情報電気電子システム工学プログラム
森林作業システム学	1	森林作業学	1	森林生産保全学プログラム

附 則(令和5年3月29日)

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の日において令和5年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和5年4月1日以降に再入学した者等については、当該者の属する年次の在学者にかかる規程を適用する。

- 4 前2項の規定にかかわらず，教育上必要と認める場合は，改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち，別表の左欄に掲げる授業科目について修得した単位は，同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

附則別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
動的システム解析	2	確率システム理論	2	機械知能工学プログラム

附 則(令和6年1月24日)

- 1 この細則は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の日において令和6年3月31日以前から引き続き在学する者については，なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日以降に再入学した者等については，当該者の属する年次の在学者にかかる規程を適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず，教育上必要と認める場合は，改正後の授業科目を履修させることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち，別表の左欄に掲げる授業科目について修得した単位は，同表の右欄に掲げる改正前の授業科目の履修により修得した単位とみなす。

附則別表(附則第5項関係)

授業科目対応表

授業科目	単位数	改正前授業科目	単位数	履修方法等
森林環境制御学	1	治山砂防学	1	森林生産保全学プログラム
比較森林政策学	1	森林政策学	1	森林生産保全学プログラム

別表1(第4条関係(博士前期課程))

(1) 社会デザイン科学専攻

[別紙参照]

(2) 工農総合科学専攻

[別紙参照]

別表2(第4条関係(博士後期課程))

先端融合科学専攻

[別紙参照]

5. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科の研究指導体制等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、宇都宮大学大学院地域創生科学研究科細則第5条に規定する、指導教員及び本研究科における研究指導体制について必要な事項を定めるものとする。

(連携・融合)

第2条 本研究科博士前期課程は、それぞれの専門分野を有しながら、境界・学際領域との連携・融合により、高度な専門知識・技術の修得と学際的思考力・実践力を合わせ持つ人材を育成するため、他分野からの指導・助言を実質化して学際的思考力・研究力や実践力を向上することとする。

第2条の2 博士後期課程は、専門性を高めるとともに境界領域や学際領域の知識・技術も活用した学際的思考力が養成される分野横断・学際的な教育研究指導体制のもと、STI for SDGs に適した専門深化を実現することとする。

(博士前期課程の研究指導体制)

第3条 博士前期課程の学生の研究及び論文指導等(特定の課題についての研究の成果等の指導を含む。)においては、高度な次元で専門領域や境界領域・学際領域が連携・融合した研究指導体制(デュアル副指導体制)とするため、主指導教員、第1副指導教員、第2副指導教員の3名の指導教員を置く。

2 指導教員は、デュアル副指導体制の実質化のため、学生ごとに指導チームを置く。

3 学生からの相談窓口として、研究サポートを設置し、研究サポートコーディネーターを置く。

4 副指導教員以外の他の専門分野から、研究進捗や専門能力の修得に対するアドバイスが必要となる場合は、研究アドバイザーを置くことができる。

(博士後期課程の研究指導体制)

第3条の2 博士後期課程の学生の研究及び論文指導等においては、専門性を高めるとともに境界領域・学際領域の知識・技術も活用した学際的思考力が養成される分野横断・学際的な教育研究指導体制とするため、主指導教員1名、副指導教員(研究)2名以上及び副指導教員(融合教育)2名以上の指導教員を置く。

(指導教員)

第4条 指導教員は、研究指導資格又は研究指導補助資格を有する教員の中から、学生の研究内容等を考慮のうえ、各専攻教授会又は研究科代議員会において決定する。なお、主指導教員となる場合は、「定年による退職の日」までに「指導を予定する学生の修了が見込める年数」を有する者とする。

2 博士前期課程の指導教員は次の各号のとおり決定する。

(1) 主指導教員は、学生が所属する学位プログラムの研究指導資格を有する教員の中から決定する。

(2) 第1副指導教員は、学位の専門性を担保するため、主指導教員と同じ学位プログラムの研究指導資格又は研究指導補助資格を有する教員の中から決定する。

(3) 第2副指導教員は、原則として、主指導教員と異なる学位プログラムの研究指導資格又は研究指導補助資格を有する教員の中から決定する。

3 博士後期課程の指導教員は次のとおり決定する。

(1) 主指導教員は、学生が所属する学位プログラムの研究指導資格を有する教員の中から決定し、副指導教員は、専攻の研究指導資格又は研究指導補助資格を有する教員の中から決定する。

(2) 研究指導を担当する副指導教員(研究)は、学位の専門性を担保するため、学生の論文研究課題の分野の教員、若しくは研究課題に関連性の強い分野の教員の中から決定する。

(3) 融合教育を担当する副指導教員(融合教育)は、分野融合の教育指導を担い、学生の研究課題の専門分野以外の教員の中から決定する。

4 主指導教員は、指導する学生の入学から修了まで、研究指導、履修科目選択等の指導、その他学生の研究・学修活動において適切な指導を行うものとする。

5 指導教員は、社会デザインやイノベーションに関する高度な専門知識・技術を身につけ、学際的思考力と実践力を備えて主体的に行動できる高度専門職業人を育成するため、主指導教員を中心としたチーム体制により、学生の履修相談、研究及び論文指導等を行う。

(指導チーム)

第5条 指導チームは、学生ごとに、主指導教員、副指導教員により構成する。なお、第7条に規定する研究アドバイザーを置く場合は、研究アドバイザーを構成員に含むものとする。

2 指導チームにおいて、担当する学生の情報を共有することにより、当該学生に対し、学修・研究計画の作成、着実な履修と学修の進捗等について、適切な指導・助言を行えるようにするものとする。

(研究サポートコーディネーター)

第6条 研究サポートコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)は、専攻長及び専攻長補佐、各2名とする。

2 コーディネーターの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の中途から任期が開始する場合は、任期の開始日の属する年度の末日までとする。

3 コーディネーターは、次の業務を行う。

(1) 研究相談

(2) 他の専門分野の教員の紹介

(3) その他

(研究アドバイザー)

第7条 研究アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)は、博士前期課程の主指導教員が、学生のテーマや希望によって、副指導教員以外の異なる学位プログラムの教員からの指導が有効であると認める場合に置くものとする。

2 アドバイザーの任期は、主指導教員が必要と認める期間とする。

3 アドバイザーは、担当する学生の指導教員と一体のチームとして、次の業務を行う。

(1) 学生の学修・研究計画の作成、その着実な履修と進捗等に対する指導・助言

(2) 第5条に規定する指導チームへの参加

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、研究指導体制等について必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月8日)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月11日)

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

6. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の学位論文等の審査等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、宇都宮大学学位規程に基づき、宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程(以下「本研究科」という。)における、修士論文及び特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という。)の審査並びに最終試験又は学力の確認等について、必要な事項を定めるものとする。

(学位論文等題目の提出)

第2条 修士の学位を受けようとする者は、主指導教員の指導のもとで、学位論文等の題目を決定し、次の期日までに主指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

(1) 3月修了予定者 当該年度の12月

(2) 9月修了予定者 当該年度の6月

2 学位論文等題目は、当該年度内に学位論文等を提出しなかった場合には、改めて提出するものとする。

(学位論文等の提出)

第3条 学位論文等の審査を受けようとする者は、学位論文及び当該論文要旨を、指定した期日までに、主指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。なお、学位論文等の作成要領は別に定める。

2 前項の提出期日は、次のとおりとする。

(1) 3月修了予定者 当該年度の1月上旬～2月中旬まで

(2) 9月修了予定者 当該年度の7月上旬～8月中旬まで

(学位審査委員会)

第4条 学位論文等審査のため、学位論文等ごとに、次のとおり学位論文等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(1) 主指導教員

(2) 第1副指導教員

(3) 第2副指導教員

(4) 同じ専門分野の教員

2 審査員は、各学位プログラム長の推薦に基づき、研究科代議員会で決定する。

3 審査委員会に委員長(主査)を置き、第1項第4号の教員をもって充てる。

(学位論文等の審査)

第5条 学位論文等の審査は、本研究科の定める「大学院学位論文等評価基準(博士前期課程)」(別紙1)に基づき実施するものとする。

(学位論文等の最終試験)

第6条 各専攻は、前条の学位論文等審査対象者について、当該学位論文等の発表会を、原則として、公開により実施する。

2 審査委員会は、前項の発表会における質疑応答等により、学位論文等の最終試験とすることができる。

(学位授与の決定)

第7条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験の結果を、「学位論文等審査及び最終試験結果報告書」(別紙2)により、速やかに研究科長に報告するものとする。

2 前項の報告に基づき、各専攻教授会は、学位授与の可否について審議する。

(報告)

第8条 研究科長は、前条による決定があったときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(学位論文等の保管)

第9条 審査に合格した学位論文等は、各学位プログラムで保管するものとする。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月8日)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月17日)

この内規は、令和5年5月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別紙1)

大学院学位論文等評価基準（博士前期課程）

地域創生科学研究科

(評価基準)

下記1～4の評価項目すべてについて、修士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

(評価項目)

1. 研究目的、意義、独創性について
 - ・ 研究目的とその意義が学術的あるいは社会的に貢献をなすものであり、先行研究あるいは関連研究をふまえた上で研究の内容または方法に先駆性・独創性が認められる。
2. 研究の方法について
 - ・ 研究方法が適切に選択され、研究が実施されている。
3. 論証方法と結論について
 - ・ 設定した課題に対する論証が適切になされた上で、結論が導出されている。
 - ・ 用語や概念の使用、表現および論旨が正確であり、論証が適切である。
4. 論文の形式、体裁について
 - ・ 専門分野で汎用されている論文形式を参考にして、目次、章構成、引用、図表等の形式や体裁が適切である。

(別紙3)

年 月 日

地域創生科学研究科長 殿

審査委員(主査)

審査委員

審査委員

審査委員

学位論文等審査及び最終試験結果報告書

宇都宮大学学位規程第7条の3の規定に基づき、修士の学位論文等審査及び最終試験の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

学籍番号		入学年度	年度入学
専攻名	専攻	氏名	
プログラム名			
論文等題目			
論文要旨			
審査要旨			
論文等 審査成績		最終試験 成績	

※1. 審査等の成績は、「合格」又は「不合格」とする。

※2. 修士学位論文審査表とともに提出すること。

7. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の学位審査等の手順及び論文等作成の手引き

1 学位審査の流れ

本研究科の修士学位審査については、宇都宮大学学位規程及び宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の学位論文等の審査等に関する内規(以下「審査等内規」という。)に基づき、原則として、次のとおりの手順等で実施する。

提出物, 事項等	提出時期等		対象
	4月入学者	10月入学者	
研究指導計画・研究経過報告書	各年度の4月	各年度の10月	全員
学位論文等題目の提出	当該年度の12月		3月修了者
	当該年度の6月		9月修了者
中間発表会(修了時まで1回は必修)	11月～翌年の4月頃	5月～10月頃	全員
学位論文等の提出	1月上旬～2月中旬まで		3月修了者
	7月上旬～8月中旬まで		9月修了者
最終発表会(最終試験)	1月～2月中旬頃まで		3月修了者
	7月～8月中旬頃まで		9月修了者
指導教員等変更願 (指導教員又は研究題目の変更がある場合)	変更がある都度		変更希望者

2 研究指導スケジュール例(4月入学者が標準修業年限2年で修了する場合)

(1) 1年次

- ア 指導教員の決定 (4月)
- イ 研究計画の作成 (研究指導計画・研究経過報告書により提出) (4月)
- ウ 中間発表会 (11月頃)
- エ 学修目標

大学院生としての基礎的素養, 関連文献の収集力と読解力, 専門分野の基礎理論から応用理論, 調査・分析のための方法・手法, 実験結果, 調査結果等の取り纏め(予備的), 修士論文の予備実験・予備調査, 次年度の課題発見

(2) 2年次

- ア 研究計画の作成及び研究経過の報告
(研究指導計画・研究経過報告書により提出) (4月)

2年次における研究計画及び前年度までの研究の進捗状況等を記載し, 指導教員等の評価を受けて提出する。

- イ 学位論文題目の提出 (12月頃)
- ウ 学位論文等の提出 (1月頃)
- エ 最終発表会 (2月)
- オ 学修目標

新領域へのチャレンジ(既存との葛藤), 先端研究の動向理解, 専門分野の先端理論・応用理論, 実験・調査・分析の実証, 学会誌論文・報告書の作成, 修士論文作成

3 研究指導計画・研究経過報告書

研究指導計画・研究経過報告書は、研究目的・研究内容・研究方法等及び研究の進捗状況並びに学会等での発表業績等について、指導教員と相談のうえ作成し、各年度の指定された期日までに教務担当窓口
に提出する。

4 学位論文等題目の提出

- (1) 修士の学位を受けようとする者は、審査等内規第3条の規定に基づき、学位論文等の題目を、指定された期日までに主指導教員を経て研究科長に提出するものとする。
- (2) 学位論文等題目は、当該年度内に学位論文等を提出しなかった場合には、改めて提出するものとする。
- (3) 学位論文等の題目を変更する場合は、主指導教員と相談のうえ、速やかに提出するものとする。

5 中間発表会

中間発表会は、研究成果の発表及び質疑応答等の形式により、原則として、公開により実施する。

修了時までには1回は必ず実施するものとするが、各学位プログラムにより、回数・時期・方法等が異なるので、主指導教員の指示に従うこと。

6 学位審査の申請資格

学位論文等は、1年以上在学し、修了時までには当該プログラムの修了要件単位数を修得予定の者が提出できるものとする。

7 修士論文の作成要領

修士論文は、次のとおりに作成し、所定の期限までに提出すること。なお、詳細については、主指導教員の指示に従うこと。

(1) 使用言語

日本語又は英語とする。

(2) 用紙と形式

ア 用紙サイズは A4 サイズ縦とし、横書き左綴じ又は縦書き右綴じとする。

イ 頁番号は、各頁の下部中央に記入する。表紙と目次には頁をつけず、要旨と本文の各々の通し番号とする。

ウ 修士論文の文字数等は、主指導教員の指示に従うこと。

(3) 論文の構成

ア 表紙、中表紙

・表紙には、年度(西暦)、修士論文、論文題目、所属(研究科名・専攻名・学位プログラム名)、学籍番号、氏名を記載する。背表紙には、論文題目、氏名、修了年度(西暦)を記載する。

・中表紙は表紙と同じ書式で作成し、次の順で綴じる。

イ 論文要旨

修士論文等の要旨を作成する。

ウ 目次

各項目の名称を記載し、その事項が始まるページ数を記載する。

エ 本文

本文の構成は、緒言(序論、はじめに、まえがき等)、研究の目的、対象と方法(材料、実験、解析等)、結果(実験、解析、試作、分析等)、考察(討論、検討等)、結言(結語、結論、おわりに、まとめ等)、今後の課題と展望、参考文献、後付(謝辞、資料、付録等)を参考にしながら、主指導教員の助言に基づき、各分野の慣例に従うこと。

8 最終発表会

学位論文等を提出した者は、原則として、公開による最終発表会で発表する。なお、この最終発表会による質疑応答等をもって、学位審査の最終試験とすることがある。

附 則

この手引きは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 3 日)

この手引きは、令和元年 9 月 3 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 8 日)

この手引きは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

この手引きは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 5 月 17 日)

この手引きは、令和 5 年 5 月 17 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

8. 宇都宮大学大学院長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 宇都宮大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第9条第2項に規定する宇都宮大学大学院(以下「本学大学院」という。)の長期履修学生に関しては、この規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 本学大学院に、長期履修学生として申請できる者は、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限内での修学が困難な者とする。

- (1) 会社等に勤務する者、又は、勤務の見込みがある者
- (2) 家事、出産、育児又は親族の介護等の事情を有する者
- (3) 本人の収入で生計を維持している者
- (4) 身体等に障害を有している者
- (5) その他、長期履修することが教育研究上必要であると認められる者

(申請の手続き)

第3条 長期履修学生を希望する者は、「長期履修学生申請書」(様式第1号)に次の各号のいずれかの証明書類を添付して学長に提出するものとする。

- (1) 会社等に勤務する者、又は、勤務の見込みがある者は、「在職・採用証明書」(様式第2号)
- (2) 家事、出産、育児又は親族の介護等の事情を有する者は、家事、出産、育児又は親族の介護等に従事していることの証明書又は申立書
- (3) 本人の収入で生計を維持している者は、本人の収入で生計を維持していることの証明書又は申立書
- (4) 身体等に障害を有している者は、医師の診断書等
- (5) その他研究科が提出を指示する書類

2 前項に定める書類は、次に掲げる期間内に提出しなければならない。ただし、学長が特別の事情があると認める場合については、この限りでない。

- (1) 入学予定者 4月入学者は入学手続き完了の日から当該年度の3月末日まで、10月入学者は入学手続き完了の日から当該年度の9月末日まで
- (2) 在學生 4月入学者は1月末日まで、10月入学者は7月末日まで

(長期履修の許可)

第4条 長期履修学生の認定の可否については、専攻教授会又は研究科委員会(以下「専攻教授会等」という。)の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間(以下「長期履修期間」という。)は、原則として1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち長期履修学生として認められた者については、博士前期課程及び専門職学位課程にあっては4年以内とし、博士後期課程にあっては6年以内とする。
- (2) 長期履修期間中に認められた休学期間は、長期履修期間に算入しない。

(在学期間)

第6条 長期履修学生の在学期間は、長期履修期間に博士前期課程及び専門職学位課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年を加えた期間を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学後の在学期間は、同項に規定する在学期間から退学前の在学年数(1年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数を超えることができない。

(長期履修期間の延長及び短縮)

第7条 長期履修学生として許可された長期履修期間の延長又は短縮(長期履修学生の取りやめを含む。)については、第5条に定める範囲内において専攻教授会等が必要と認めた場合に限り、1回を限度にこれを行うことができる。

2 前項の規定により長期履修期間の延長又は短縮を希望する者は、第3条第2項第2号に準じた期間内に、「長期履修期間変更願」(様式第3号)を学長に提出するものとする。

3 前項にかかる審査は、専攻教授会等で行い、学長が許可する。

(資格の喪失)

第8条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、「長期履修学生申請資格喪失申出書」(様式第4号)により、すみやかにその旨を学長に申し出なければならない。

(申請事由の変更)

第9条 長期履修学生としての申請事由を変更した場合は、「長期履修学生申請事由変更申出書」(様式第5号)を学長に申し出なければならない。

(授業料)

第10条 長期履修学生の授業料の額は、国立大学法人宇都宮大学授業料その他の費用に関する細則の定めるところによる。

(準用規程)

第11条 長期履修学生については、この規程に定めるもののほか、学内諸規程を準用する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月8日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

附 則(平21 規程第50号)

この規程は、平成21年12月14日から施行し、平成22年度入学者から適用する。

附 則(平23 規程第10号)

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。

附 則(平24 規程第5号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平27 規程第40号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年 規程第115号)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日において、平成31年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年 規程第62号)

- 1 この規程は, 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において, 令和 3 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については, なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 規程第 2 号)

- 1 この規程は, 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 長期履修学生に関する申合せ(平成 15 年 1 月 6 日 大学院委員会申合せ)は廃止する。
- 3 この規程の施行の日において, 令和 5 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については, なお従前の例による。

9. 宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程の転専攻等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、宇都宮大学大学院学則第41条第2項の規定に基づき、宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士前期課程で実施する転専攻及び転プログラム(以下「転専攻等」という。)に関し必要な事項を定める。

(転専攻)

第2条 転専攻とは、所属する専攻とは異なる専攻に所属を変更することをいう。

(転プログラム)

第3条 転プログラムとは、所属する学位プログラムとは異なる学位プログラムに所属を変更することをいう。

(転専攻等の時期)

第4条 転専攻等の時期は、学年又は学期の始めとする。

(申請)

第5条 転専攻等を志願する者は、次の書類を添えて研究科長に申請する。

(1) 転専攻・転プログラム願

(2) 研究計画書

(申請の時期)

第6条 申請の時期は、転専攻等を希望する時期により、次のとおりとする。

(1) 前期開始 前年度の1月末日まで

(2) 後期開始 当該年度の7月末日まで

(試験)

第7条 試験は、転専攻等を希望する専攻等(以下「受入専攻等」という。)において、口述試験により実施する。

(選考)

第8条 選考は、前条の結果に基づき代議員会で行う。

2 研究科長は、前項の結果を学長に報告する。

(既修得単位の取扱い)

第9条 転専攻等をする前に修得した単位は、受入専攻等において修得したものとみなす。

(在学期間)

第10条 転専攻等をした者の在学期間は、転専攻等をする前に在学した期間を通算して4年を超えることができない。

(休学期間)

第11条 転専攻等をした者の休学期間は、転専攻等をする前に休学した期間を通算して2年を超えることができない。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、転専攻等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月8日)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

地域創生科学研究科長 殿

専攻

プログラム

学籍番号 (年度入学)

氏 名

転専攻・転プログラム願

下記のとおり 転専攻・ 転プログラム したいので、願出します。

記

- 1 希望する専攻・学位プログラム等名

- 2 転専攻・転プログラムを希望する理由

- 3 現在の主指導教員 氏名 _____

- 4 受入れ主指導教員 氏名 _____

10. 宇都宮大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第18条第2項の規定に基づき、宇都宮大学附属図書館(以下「図書館」という。)の組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、教育、研究及び学習に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集・管理し、宇都宮大学の職員及び学生の利用に供するとともに、他の大学図書館等との相互協力に努めるものとする。

(分館)

第3条 図書館に陽東分館(以下「分館」という。)を置く。

(館長及び分館長)

第4条 図書館に館長を、分館に分館長を置く。

2 分館長の選考については、別に定める。

3 館長は館務を統括し、分館長は館長を補佐して分館の館務を掌理する。

(管理運営についての審議)

第5条 図書館の管理運営についての審議は、宇都宮大学附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)が行う。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(図書等の管理)

第6条 図書館の管理する図書館資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 図書資料
- (2) 逐次刊行物
- (3) 電子情報資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他の資料

(図書館の利用)

第7条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

2 昭和31年3月7日制定の「宇都宮大学附属図書館規程」および「宇都宮大学図書館委員会および学部図書委員会規程」は、これを廃止する。

3 この規程施行の日に、現に幹事・図書館委員または学部図書委員である者については、それぞれこの規程による幹事・図書館運営委員および学部等図書委員とする。

附 則(昭43 規程第11号)

1 この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

2 この規程施行日の前日において、改正前の規程により一般教育部から選出されていた幹事、運営委員会委員および一般教育部図書委員会委員であった者は、その日限り任期は終了したものとする。

附 則(昭62 規程第12号)

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 6 規程第 53 号)

- 1 この規程は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行後、国際学部から最初に選出された幹事の任期は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規程施行後、国際学部から最初に選出された運営委員会委員の任期は、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 7 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この規程施行後、国際学部の最初の学部図書委員の任期は、第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 7 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平 6 規程第 87 号)

- 1 この規程は、平成 7 年 3 月 8 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に幹事である者の任期は、改正後の第 5 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規程施行の際、現に改正後の第 6 条第 2 項第 4 号の委員である者のうち各 1 名の任期は、引き続き平成 8 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この規程施行後、最初に第 6 条第 2 項第 5 号の規定により選出された委員の任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、1 名については平成 7 年 5 月 31 日までとし、他の 1 名については平成 8 年 5 月 31 日までとする。

附 則(平 10 規程第 19 号)

- 1 この規程は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行後、共通教育委員会委員から最初に選出された第 4 条第 1 項の幹事の任期は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 12 年 5 月 31 日までとする。

附 則(平 11 規程第 6 号)

この規程は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平 12 規程第 64 号)

この規程は、平成 13 年 3 月 14 日から施行する。

附 則(平 15 規程第 15 号)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 18 規程第 5 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 21 規程第 12 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 25 規程第 43 号)

この規程は、平成 25 年 5 月 20 日から施行する。

附 則(平 28 規程第 67 号)

この規程は, 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

11. 宇都宮大学附属図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮大学附属図書館規程第7条の規定に基づき、宇都宮大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 宇都宮大学(以下「本学」という。)の正規生
- (2) 本学の非正規生
- (3) 本学の教職員
- (4) 本学の各種研究員及びこれらに準ずる者
- (5) 本学の名誉教授
- (6) 本学の卒業生及び修了生
- (7) 学外者

(利用手続き)

第3条 図書館を利用する者は、図書貸出証の交付を受けることができる。

2 前条第1号から第4号までに規定する者は、身分証明書又は学生証をもって図書貸出証とすることができる。また、前条第5号から第7号に規定する者は、住所及び氏名等が確認できる書類(運転免許証、健康保険証等)を提示し、所定の様式に記入の上、図書貸出証を受けるものとする。

3 図書貸出証を受けた利用者は、その身分を失ったとき及び利用の許可が取り消されたときは、図書貸出証を直ちに返還しなければならない。

(開館日及び開館時間)

第4条 図書館長は、4月1日から翌年3月31日までの期間における開館日及び開館時間をあらかじめ定めるものとともに、図書館の利用に関する刊行物及び図書館のWebサイトに掲載するものとする。

(1)から(4)まで 削除

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めるときは、臨時に閉館又は開館することができる。

(館内閲覧)

第5条 利用者は、所定の手続きを経て、図書館資料を館内で閲覧することができる。

(閲覧の制限)

第6条 次に掲げる場合においては、図書館資料の閲覧を制限することができる。

- (1) 資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合(当該情報が記録されている部分に限る。)
- (2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合(当該期間が経過するまでの間に限る。)
- (3) 資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

(4) 削除

(館外貸出)

第7条 利用者は、次の各号に掲げるものを除き、所定の手続きを経て図書の館外貸出しを受けることができる。ただし、冊数及び期間については、別に定める。

- (1) 参考図書
 - (2) 逐次刊行物
 - (3) 貴重図書
 - (4) 視聴覚資料
 - (5) その他館長の指定した図書館資料
- 2 貸出しを受けた図書は転貸をしてはならない。
 - 3 貸出しを受けた図書は、貸出期間中であっても図書館長が返納を求めたときは、直ちに返納しなければならない。
 - 4 第1項の各号に掲げる図書館資料の貸出しは行わない。ただし、特に図書館長の許可を得た場合は、この限りではない。

(部局等備付資料)

第8条 本学の教職員は、部局及び研究室等(以下「部局等」という。)において教育又は研究上必要とする次の各号に掲げる図書館資料を、所定の手続きを経て貸出しを受け、部局等に備付けることができる。

- (1) 部局等の経費により購入した資料
 - (2) 科学研究費補助金、奨学寄付金等により購入した資料
 - (3) その他教育研究上必要とする資料
- 2 教職員は、部局等備付資料を全学的な利用に供するため、希望者には支障のない限り利用させなければならない。
 - 3 教職員は、部局等備付資料の保管の責任を負うものとし、年1回点検して、図書館長に報告するものとする。
 - 4 教職員は、部局等備付資料を、次の各号に該当するときは、直ちに返納しなければならない。

- (1) 備付ける必要がなくなったとき
- (2) 転任、退職するとき

(文献複写)

第9条 利用者は、教育研究又は学習を目的とする場合に限り、図書館資料の複写を依頼することができる。

2 前項の複写に関して必要な事項は、別に定める。

(参考調査)

第10条 利用者は、教育研究又は学習のための文献調査及び情報の提供を依頼することができる。

(相互協力)

第11条 利用者は、教育研究又は学習のために必要なときは、他大学又はその他の機関の図書館及び図書の利用について斡旋を依頼することができる。

2 他大学図書館等から図書館資料の利用の申込みがあったときは、教育及び研究上支障のない場合に限り、これに応じることができる。

(館内施設等の利用)

第12条 利用者は、教育研究又は学習を目的とする場合に限り、所定の手続きを経て、館内施設等を利用することができる。

2 館内施設等の開錠、窓の開閉及び照明器具の管理は、利用者が責任をもって行うものとする。なお、鍵の受渡しについては、窓口において行い、受け渡しの際に学生証又は身分証明書を係員に提示するものとする。

3 館内施設等の利用において、施設、設備等を汚損、破損した場合は、利用者は速やかに窓口で報告するものとする。

(個人情報の漏えい防止)

第 13 条 図書館資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第 4 条第 5 号で規定する個人情報をいう。)については、国立大学法人宇都宮大学個人情報管理規程(平成 17 年規程第 16 号)の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(利用者の遵守事項)

第 14 条 利用者は、この規程及び図書館長の指示する事項を守らなければならない。

2 図書館長は、前項の規定に違反した者に対して、一定期間図書館の利用を停止させることができる。

(弁償責任)

第 15 条 図書館資料を汚損又は紛失した者は、直ちに図書館長に届けるとともに弁償しなければならない。

(雑則)

第 16 条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第 17 条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用について必要な事項は、図書館長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 宇都宮大学附属図書館細則(昭和 25 年 1 月 17 日制定)は廃止する。

中略

附 則(昭 45 規程第 16 号)

この規程は、昭和 45 年 12 月 10 日から施行する。

附 則(昭 56 規程第 7 号)

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭 62 規程第 13 号)

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 4 規程第 5 号)

この規程は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平 6 規程第 88 号)

この規程は、平成 7 年 3 月 8 日から施行する。

附 則(平 10 規程第 20 号)

この規程は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平 12 規程第 12 号)

この規程は、平成 12 年 7 月 12 日から施行する。

附 則(平 15 規程第 17 号)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 23 規程第 23 号)

この規程は, 平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 28 規程第 68 号)

この規程は, 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 規程第 46 号)

この規程は, 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

12. 宇都宮大学附属図書館利用細則

(趣旨)

第1条 宇都宮大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用については、宇都宮大学附属図書館利用規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(開館時間及び休館日)

第2条 図書館の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用者)

第3条 規程第2条第1号に定める本学の正規生とは、学部学生及び大学院学生(東京農工大学大学院連合農学研究科の学生を含む。)をいう。

2 規程第2条第2号に定める本学の非正規生とは、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生等をいう。

3 規程第2条第3号に定める本学の教職員には、非常勤講師、特任教授等を含めるものとする。

4 規程第2条第7号に定める学外者には、公開講座の受講生、放送大学の学生を含めるものとする。

(館内閲覧)

第4条 利用者は、開架図書を閲覧室内で自由に閲覧することができる。

2 利用者は、書庫内図書を所定の手続きを経て閲覧することができる。

3 利用者のうち、本学の正規生(学部学生(3年生及び4年生)及び大学院学生)並びに教職員は、書庫内において図書の検索及び閲覧をすることができる。

4 書庫内図書の利用時間は、開館から閉館30分前までとする。

5 利用者は、貴重図書及び特殊資料(以下「貴重資料等」という。)を所定の手続きを経て、指定の場所で閲覧することができる。

6 貴重資料等の複写及び撮影等については、係員の指示に従うものとする。

7 利用者は、視聴覚資料を所定の視聴覚施設内で利用することができる。

(貸出し)

第5条 貸出しの冊数及び期間は、別表第2のとおりとする。

2 利用者は、貸出しを希望する図書館資料が貸出し中のときは、貸出しの予約をすることができる。

3 図書館資料の貸出しを受けた者は、所定の手続きを経て、貸出期間を更新することができる。ただし、前項の予約がある場合は、この限りではない。

(貸出しの特例)

第6条 本学の正規生は、春季、夏季、冬季及び学年末の各休業期に図書の長期貸出しを受けることができる。ただし、卒業予定者等の学年末休業期における長期貸出しについては、この限りではない。

2 前項の貸出期間は、原則として各休業開始日の2週間前から休業終了日後2週間以内の指定する日までとする。指定は、その都度掲示によって行うものとする。

3 教育実習を履修する者のうち、希望者には申し出により、教育実習終了までの間、貸出図書の返却期限を延長することができる。

(返却)

第7条 利用者は、貸出図書を貸出期間内に返却しなければならない。

2 貸出図書の返却期限を理由なく超過した場合は、貸出しを停止することがある。

3 利用者は、利用資格を失ったときには、貸出図書を直ちに返却しなければならない。

4 図書館長が特に必要と認めるときは、貸出期間中であっても貸出図書の点検又は返却を求めることがある。

(相互協力)

第 8 条 規程第 2 条第 1 号から第 5 号までに規定する利用者は、他大学図書館等で所蔵する図書館資料の閲覧、借用及び文献複写を希望するときは、所定の用紙に必要事項を記入の上、図書館長に申し出るものとする。

2 前項における利用者は、他大学等の図書館(以下「貸出館」という。)から借り受けた資料(デジタル化送信資料を含む。)について、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 貸出館の定める貸出しの条件に従わなくてはならない。

(2) 国立国会図書館が複写可能と指定した資料(デジタル化送信資料を含む。)の複写を希望する場合は、係員に複写物の作成を求めなければならない。

(3) 借り受けた資料を指定された期限までに必ず返却しなければならない。また、貸出館から要求があれば期限前であっても直ちに返却しなければならない。

(4) 資料の利用に要する経費を負担しなければならない。

3 他大学図書館等から図書館資料の利用の申込みがあったときは、教育及び研究上支障のない場合に限り、これに応じることができる。

(グループ学習室の利用)

第 9 条 グループ学習室を利用できる者は、規程第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する者とする。

2 利用を希望する場合、事前に所定の手続きを経て利用することができる。

3 利用時間は次のとおりとする。

(1) 開館から閉館 30 分前までとする。

(2) 利用時間は、1 回につき 3 時間以内とする。

(3) 予約のない場合は、申し出により、継続して使用することを認めるものとする。

(4) 予約時刻を 1 時間過ぎて利用がない場合は、予約は自動的に解消されるものとする。

4 その他、利用にあたり必要な事項については、係員の指示に従うものとする。

(グループラーニングルームの利用)

第 10 条 グループラーニングルームを利用できる者は、規程第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する者とし、自由に利用することができる。

2 利用時間は、開館から閉館 30 分前までとする。

3 利用者のうち、規程第 2 条第 1 号及び第 3 号に規定する者は、教育研究又は学習を目的とする場合に限り、貸切って利用することができる。

4 貸切による利用を希望する場合、事前に所定の手続きを経て利用することができる。

5 その他、利用にあたり必要な事項については、係員の指示に従うものとする。

(研究個室の利用)

第 11 条 研究個室を利用できる者は、規程第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する者とする。

2 利用を希望する場合、事前に所定の手続きを経て利用することができる。

3 利用時間は次のとおりとする。

(1) 平日の開館から午後 5 時までとする。

(2) 利用時間は、1 回につき 90 分とし、2 回まで予約することができる。

(3) 利用当日に空きがある場合は、申し出により、追加して使用することを認めるものとするが、利用回数は、事前予約分を含め 1 日最大 3 回までとする。

(4) 予約時刻を 1 時間過ぎて利用がない場合は、予約は自動的に解消されるものとする。

4 その他、利用にあたり必要な事項については、係員の指示に従うものとする。

(利用者の遵守事項)

第 12 条 利用者は、館内においては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧室では静粛にし、他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (2) 図書その他の物品等は丁寧に扱い、無断で持ち出しをしないこと。
- (3) その他、図書館ホームページ及び掲示等に示された注意事項

(利用の制限)

第 13 条 前条各号に規定する遵守事項に違反した者は、直ちに退館させるものとする。

(弁償責任)

第 14 条 図書館資料を汚損又は紛失したときは、同一現物をもって弁済させ、又は補修させる。ただし、事情によっては相当代価をもって弁済しなければならない。

附 則

この細則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 7 月 26 日)

この細則は、平成 12 年 7 月 26 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 22 日)

この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日)

- 1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宇都宮大学附属図書館一般市民利用要領(平成 8 年 2 月 29 日附属図書館長裁定)は、廃止する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 23 日)

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第 2 条関係)

開館時間	平日	午前 9 時～午後 9 時
	土曜日	午前 11 時～午後 5 時
	春季、夏季及び冬季休業 期間等授業の行われない日	午前 9 時～午後 5 時
	定期試験期間 2 週間前から 終了までの土曜日	午前 11 時～午後 7 時
休館日	(1) 日曜日	
	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律	

	第 178 号)に規定する休日
	(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
	(4) 図書館長が休館を必要と認めた場合

別表第 1(第 5 条関係)

利用区分(規程第 2 条)		貸出冊数(冊)	貸出期間(日)
(1) 正規生	学部 1～3 年生	10	15
	学部 4 年生	20	31
	大学院学生	20	31
(2) 非正規生	研究生	10	15
	科目等履修生	5	15
	特別聴講学生等	5	15
(3) 教職員		30	62
(4) 各種研究員等	受託研究員	5	15
	内地留学生	5	15
	その他研究員等	5	15
(5) 名誉教授		30	62
(6) 卒業生及び修了生		5	15
(7) 学外者	公開講座の受講生	5	15
	放送大学の学生	5	15
	その他	5	15

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

13. 宇都宮大学における研究者等の行動規範

国立大学法人宇都宮大学(以下「本学」という。)は、日本学術会議声明「科学者の行動規範(平成18年10月3日声明の公表、平成25年1月25日声明の改訂)に準拠し、学術研究が社会からの信頼と負託を前提として成立するという認識の下、本学において研究活動を行うすべての者(以下「研究者」という。)及びこれを支援する者が遵守すべき行動規範をここに定める。

I. 研究者の責務

(研究者の基本的責任)

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の姿勢)

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の研究者)

- 3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II. 公正な研究

(研究活動)

- 7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

また、研究者は、研究費の適正な使用を徹底し、研究費の不正使用を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 8 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 9 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 10 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

III 社会の中の科学

(社会との対話)

- 11 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 12 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

- 13 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

IV. 法令の遵守など

(法令の遵守)

- 14 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

- 15 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 16 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究を支援する者の責任)

- 17 事務職員等の研究を支援する者は、研究者の研究活動を支援するにあたって、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。特に、研究費の管理等においては、不正使用を為さず、また加担しないことはもとより、不正使用の発生を未然に防止するように努める。

14. 研究データ等の保存及び開示の方法等に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、宇都宮大学研究活動における不正行為に関する取扱規程(以下「規程」という。)第3条第2項に基づき、本学における研究データ等の保存について定めるほか、その開示方法等について必要な事項を定める。

(保存及び開示の原則)

第2条 本学の研究者は、自らが発表した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、研究データ等を保存し、及び開示するものとする。

(定義)

第3条 この要領において「研究データ等」とは、本学の研究者が外部に発表した研究成果に関する実験・観察ノート等の記録媒体並びに実験試料・試薬及び装置等とする。

2 前項のほか、この要領における用語の定義は、規程第2条各項に定めるとおりとする。

(保存する研究データ等)

第4条 本学の研究者の研究成果に関する研究データ等として保存するデータ等は、不正行為等を指摘された際に科学的根拠を持って不正行為等が無いことを証明することができると考えられるものを当該研究者が自ら決定するものとする。

2 本学の学生の研究成果に関する研究データ等として保存するデータ等は、前項に規定する観点に準じ、当該学生の指導教員が責任を持って決定するものとする。

3 本学の研究者は、複数の研究者と共同で行った研究成果に係る研究データ等について、第1項に規定する観点に準じ、当該研究者が自ら担当した部分について不正行為等が無いことの証明が可能な研究データ等を保存するものとする。

(保存する研究データ等の管理方法)

第5条 本学の研究者の研究データ等については、個々の研究者単位で第三者の検証可能性を担保し、不正が指摘された際に対応できるよう、研究成果毎に検索可能な形式で保存し、管理するものとする。

2 他機関への異動、定年退職等により本学を離れる研究者の研究データ等については、次条に定める期間、離職前に所属していた部局において、引き続き保存・管理するものとし、保存期間終了後は適切に廃棄するものとする。

(研究データ等の保存期間)

第6条 研究データ等の保存期間は、当該研究の発表から10年間を原則とする。ただし、試料や標本などの有体物の保存期間については、5年間を原則とする。

(研究データ等の開示等について)

第7条 本学の研究者が発表した研究成果に対し、第三者から検証等の目的で研究成果及びその研究データ等に関して問い合わせがあったときは、当該研究者等の責任において誠実かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本学における研究データ等の保存、開示の方法等に関し必要な事項は、学長が定めるものとする。

附 則

この取扱要領は、平成29年11月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

IV. 資料

1. 教員免許状取得カリキュラム一覧

<社会デザイン科学専攻>

○中学校教諭専修免許状(国語)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	論理表現コミュニケーション演習	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	日本表象文化研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	日本表象文化研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	日本文学研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	日本文学研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	日本語史と日本語研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	日本語史と日本語研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	日本文化研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	日本文化研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	言語教育と言語発達 I	1	多文化共生学プログラム	
	言語教育と言語発達 II	1	多文化共生学プログラム	
	日本語史研究の諸問題 I	1	多文化共生学プログラム	
	日本語史研究の諸問題 II	1	多文化共生学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム		

○中学校教諭専修免許状(社会)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	日本史研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	24
	日本史研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	人権と法Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	人権と法Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	西洋史研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	西洋史研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	西洋近現代哲学研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	西洋近現代哲学研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	フランス思想・文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	フランス思想・文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	観光地理学研究	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	政策形成と協働	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	政策分析とガバナンス	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	まちをつくる経済評価の技法	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	農村地理学	1	農業・農村経済学プログラム	
	地域環境システム論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	環境問題とガバナンスⅠ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	環境問題とガバナンスⅡ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	東アジアの国際政治と歴史Ⅰ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	東アジアの国際政治と歴史Ⅱ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	東アジアの歴史と文化Ⅰ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	東アジアの歴史と文化Ⅱ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	日本の自然と地域生活Ⅰ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	日本の自然と地域生活Ⅱ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	アメリカの経済と金融Ⅰ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	アメリカの経済と金融Ⅱ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	ラテンアメリカの経済と社会Ⅰ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	ラテンアメリカの経済と社会Ⅱ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	中東地域の政治と社会Ⅰ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
	中東地域の政治と社会Ⅱ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム	
東アフリカの社会開発と文化Ⅰ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム		
東アフリカの社会開発と文化Ⅱ	1	グローバル・エアスタディーズプログラム		
教育の 基礎的 理解に 関する	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	

科目	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム

○中学校教諭専修免許状(音楽)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	音声デザイン支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	地域アートマネジメント(音楽)	2	地域人間発達支援学プログラム	
	舞台芸術分析論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	サウンド・コラボレーション	2	地域人間発達支援学プログラム	
	音楽創作文化研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	音楽創作文化研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	合奏による参加型デザイン	1	コミュニティデザイン学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム	

○中学校教諭専修免許状(美術)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	地域アートマネジメント(美術)	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	造形表現支援演習	2	地域人間発達支援学プログラム	
	平面表現技法分析論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域デザインプロジェクト	2	地域人間発達支援学プログラム	
	芸術学研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	芸術学研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	デザインと地域	1	コミュニティデザイン学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○中学校教諭専修免許状(保健体育)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	運動発達特論	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	健康管理支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	ヘルスプロモーション特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	スポーツ指導支援論	1	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯身体発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	身体運動学演習	1	地域人間発達支援学プログラム	
	身体科学特論	1	地域人間発達支援学プログラム	
	地域スポーツ行政論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム	

○中学校教諭専修免許状(家庭)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	衣環境学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	生活経営支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生活環境創造支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	消費者教育支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	食環境学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生活文化デザイン論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	地域食生活論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	性と人権論Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	性と人権論Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○中学校教諭専修免許状(英語)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	外国語コミュニケーション演習	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	外国語教授法特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	英語学研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	英語学研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	現代英語研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	現代英語研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	アメリカ文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	アメリカ文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	イギリス文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	イギリス文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	英語音声学Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	英語音声学Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	言語普遍性と英文法研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	言語普遍性と英文法研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(国語)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	論理表現コミュニケーション演習	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	日本表象文化研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	日本表象文化研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	日本文学研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	日本文学研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	日本語史と日本語研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	日本語史と日本語研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	日本文化研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	日本文化研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	言語教育と言語発達 I	1	多文化共生学プログラム	
	言語教育と言語発達 II	1	多文化共生学プログラム	
	日本語史研究の諸問題 I	1	多文化共生学プログラム	
	日本語史研究の諸問題 II	1	多文化共生学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム		

○高等学校教諭専修免許状(地理歴史)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	日本史研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	24
	日本史研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	西洋史研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	西洋史研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	観光地理学研究	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	農村地理学	1	農業・農村経済学プログラム	
	地域環境システム論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	東アジアの歴史と文化Ⅰ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アジアの歴史と文化Ⅱ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	日本の自然と地域生活Ⅰ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	日本の自然と地域生活Ⅱ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アフリカの社会開発と文化Ⅰ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	東アフリカの社会開発と文化Ⅱ	1	グローバル・エリアスタディーズプログラム	
	教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	
社会的思考支援論		2	地域人間発達支援学プログラム	
遊びと感情の社会学特論		2	地域人間発達支援学プログラム	
情報科学技術特論		2	地域人間発達支援学プログラム	
認知心理的支援論		2	地域人間発達支援学プログラム	
生涯発達支援論		2	地域人間発達支援学プログラム	
共に生きるかたちの心理学特論		2	地域人間発達支援学プログラム	
地域社会教育論		1	コミュニティデザイン学プログラム	
多文化教育研究Ⅰ		1	多文化共生学プログラム	
多文化教育研究Ⅱ		1	多文化共生学プログラム	
外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ		1	多文化共生学プログラム	
外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ		1	多文化共生学プログラム	
シティズンシップ教育Ⅰ		1	多文化共生学プログラム	
シティズンシップ教育Ⅱ		1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(公民)

免許 法 科目区 分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低 修得 単位
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	人権と法Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	24
	人権と法Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	西洋近現代哲学研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	西洋近現代哲学研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	フランス思想・文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	フランス思想・文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	政策形成と協働	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	政策分析とガバナンス	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	まちをつくる経済評価の技法	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	環境問題とガバナンスⅠ	1	グローバル・エリアスタディーズプロ ラム	
	環境問題とガバナンスⅡ	1	グローバル・エリアスタディーズプロ ラム	
	東アジアの国際政治と歴史Ⅰ	1	グローバル・エリアスタディーズプロ ラム	
	東アジアの国際政治と歴史Ⅱ	1	グローバル・エリアスタディーズプロ ラム	
	アメリカの経済と金融Ⅰ	1	グローバル・エリアスタディーズプロ ラム	
	アメリカの経済と金融Ⅱ	1	グローバル・エリアスタディーズプロ ラム	
	ラテンアメリカの経済と社会Ⅰ	1	グローバル・エリアスタディーズプロ ラム	
	ラテンアメリカの経済と社会Ⅱ	1	グローバル・エリアスタディーズプロ ラム	
	教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科	人間発達支援方法論	2	
社会的思考支援論		2	地域人間発達支援学プログラム	
遊びと感情の社会学特論		2	地域人間発達支援学プログラム	
情報科学技術特論		2	地域人間発達支援学プログラム	
認知心理的支援論		2	地域人間発達支援学プログラム	
生涯発達支援論		2	地域人間発達支援学プログラム	

目	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム

○高等学校教諭専修免許状(音楽)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	音声デザイン支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	地域アートマネジメント(音楽)	2	地域人間発達支援学プログラム	
	舞台芸術分析論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	サウンド・コラボレーション	2	地域人間発達支援学プログラム	
	音楽創作文化研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	音楽創作文化研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	合奏による参加型デザイン	1	コミュニティデザイン学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(美術)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	地域アートマネジメント(美術)	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	造形表現支援演習	2	地域人間発達支援学プログラム	
	平面表現技法分析論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域デザインプロジェクト	2	地域人間発達支援学プログラム	
	芸術学研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	芸術学研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	デザインと地域	1	コミュニティデザイン学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(保健体育)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	運動発達特論	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	健康管理支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	ヘルスプロモーション特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	スポーツ指導支援論	1	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯身体発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	身体運動学演習	1	地域人間発達支援学プログラム	
	身体科学特論	1	地域人間発達支援学プログラム	
	地域スポーツ行政論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(家庭)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	衣環境学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	生活経営支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生活環境創造支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	消費者教育支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	食環境学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生活文化デザイン論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	地域食生活論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	性と人権論Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	性と人権論Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(農業)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	農政学	1	農業・農村経済学プログラム	24
	農業生産組織論	1	農業・農村経済学プログラム	
	農村金融論	1	農業・農村経済学プログラム	
	アグリビジネス論	1	農業・農村経済学プログラム	
	マーケティング論	1	農業・農村経済学プログラム	
	ソーシャルビジネス論	1	農業・農村経済学プログラム	
	統計分析論	1	農業・農村経済学プログラム	
	環境経済学	1	農業・農村経済学プログラム	
	フードシステム学	1	農業・農村経済学プログラム	
	農業・農村経済学特別演習	4	農業・農村経済学プログラム	
	農業・農村経済学特別研究	6	農業・農村経済学プログラム	
	地域社会デザイン学分析展開論:実践を問い, 現場に還す	1	境界・学際領域科目	
	土壌環境物理学A	1	農業土木学プログラム	
	土壌環境物理学B	1	農業土木学プログラム	
	農地保全学	1	農業土木学プログラム	
	地域マネジメントA	1	農業土木学プログラム	
	地域マネジメントB	1	農業土木学プログラム	
	農業水利学	1	農業土木学プログラム	
	応用田園生態工学A	1	農業土木学プログラム	
	応用田園生態工学B	1	農業土木学プログラム	
	農業土木学特別演習	4	農業土木学プログラム	
	農業土木学特別研究	6	農業土木学プログラム	
	地域住民の意識・行動の調査法	1	コミュニティデザイン学プログラム	
農業・農村の組織マネジメント	1	コミュニティデザイン学プログラム		
自然共生デザイン論	1	コミュニティデザイン学プログラム		
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	

	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(英語)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	外国語コミュニケーション演習	2	地域人間発達支援学プログラム	24
	外国語教授法特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	英語学研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	英語学研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	現代英語研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	現代英語研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	アメリカ文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	アメリカ文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	イギリス文化研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	イギリス文化研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	英語音声学Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	英語音声学Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	言語普遍性と英文法研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	言語普遍性と英文法研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

<工農総合科学専攻>

○中学校教諭専修免許状(理科)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	質量分析装置解析技術論	1	境界・学際領域科目	24
	バイオデザイン・プロセス学	1	境界・学際領域科目	
	環境分析化学	1	境界・学際領域科目	
	化学システム工学	1	境界・学際領域科目	
	物質プロセス工学	1	境界・学際領域科目	
	分子生理化学	1	境界・学際領域科目	
	界面化学	1	境界・学際領域科目	
	食品機能科学	1	境界・学際領域科目	
	分子植物生理学	2	分子農学プログラム	
	動物分子生理学	2	分子農学プログラム	
	フロンティア農芸化学	2	農芸化学プログラム	
	生理活性物質化学	2	農芸化学プログラム	
	栄養生理化学	2	農芸化学プログラム	
	植物機能化学	2	農芸化学プログラム	
	農芸化学特別研究	6	農芸化学プログラム	
農芸化学特別演習	4	農芸化学プログラム		
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(理科)

免許法 科目区分	授業科目、単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	質量分析装置解析技術論	1	境界・学際領域科目	24
	バイオデザイン・プロセス学	1	境界・学際領域科目	
	環境分析化学	1	境界・学際領域科目	
	化学システム工学	1	境界・学際領域科目	
	物質プロセス工学	1	境界・学際領域科目	
	分子生理化学	1	境界・学際領域科目	
	界面化学	1	境界・学際領域科目	
	食品機能科学	1	境界・学際領域科目	
	分子植物生理学	2	分子農学プログラム	
	動物分子生理学	2	分子農学プログラム	
	フロンティア農芸化学	2	農芸化学プログラム	
	生理活性物質化学	2	農芸化学プログラム	
	栄養生理化学	2	農芸化学プログラム	
	植物機能化学	2	農芸化学プログラム	
	農芸化学特別研究	6	農芸化学プログラム	
	農芸化学特別演習	4	農芸化学プログラム	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム	
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム	
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム	
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム	

○高等学校教諭専修免許状(農業)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等			最低修 得単位
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	スマート農林業	1	境界・学際領域科目	24
	政策課題演習	1	境界・学際領域科目	
	遺伝子情報解析技術論	1	境界・学際領域科目	
	細胞解析技術論	1	境界・学際領域科目	
	地域土壌圏科学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	農林フィールド土壌化学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	園芸作物生理学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	作物生産技術の現状と課題, 展望	1	農業生産環境保全学プログラム	
	園芸フィールド生理学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	作物品種改良学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	防除分子生態学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	生物とウイルスの関係学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	動物行動管理学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	動物形態学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	ヒトと動物の関係学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	植生管理学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	野生動物管理学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	生物生産環境情報工学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	生物環境調節学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	生物生産機械学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	生物環境システム工学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	食品流通工学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	生産流通システム工学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	植物生産環境学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	雑草管理・検疫学	1	農業生産環境保全学プログラム	
	農業生産環境保全学特別研究	6	農業生産環境保全学プログラム	
	農業生産環境保全学特別演習	4	農業生産環境保全学プログラム	
	森林管理政策学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林工学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林生産学	1	森林生産保全学プログラム	
	森林環境制御学	1	森林生産保全学プログラム	
比較森林政策学	1	森林生産保全学プログラム		
森林管理計画学	1	森林生産保全学プログラム		
森林作業システム学	1	森林生産保全学プログラム		
森林植物学	1	森林生産保全学プログラム		
森林経済学	1	森林生産保全学プログラム		

	森林資源管理学	1	森林生産保全学プログラム
	森林生産保全学特別研究	6	森林生産保全学プログラム
	森林生産保全学特別演習	4	森林生産保全学プログラム
	植物分子保護学	2	分子農学プログラム
	植物分子遺伝育種学	2	分子農学プログラム
	分子進化生態学	2	分子農学プログラム
	動物生殖遺伝学	2	分子農学プログラム
	分子農学特別研究	6	分子農学プログラム
	分子農学特別演習	4	分子農学プログラム
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム
	多文化教育研究 I	1	多文化共生学プログラム
	多文化教育研究 II	1	多文化共生学プログラム
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 I	1	多文化共生学プログラム
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育 II	1	多文化共生学プログラム
	シティズンシップ教育 I	1	多文化共生学プログラム
	シティズンシップ教育 II	1	多文化共生学プログラム

○高等学校教諭専修免許状(工業)

免許法 科目区分	授業科目, 単位及び開講プログラム等		最低修 得単位	
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	生体機械工学	1	境界・学際領域科目	24
	マイクロ・ナノ工学	1	境界・学際領域科目	
	メカトロニクス制御	2	境界・学際領域科目	
	材料組織評価学	2	境界・学際領域科目	
	波動光学Ⅰ	1	光工学プログラム	
	波動光学Ⅱ	1	光工学プログラム	
	光計測	2	光工学プログラム	
	光導波路デバイス	2	光工学プログラム	
	情報光学	2	光工学プログラム	
	レーザープラズマ工学	2	光工学プログラム	
	数理光物理学	2	光工学プログラム	
	感性情報処理	2	光工学プログラム	
	先端フォトンクス	2	光工学プログラム	
	光学システム科学	2	光工学プログラム	
	可視化情報工学	2	光工学プログラム	
	ディスプレイ工学	2	光工学プログラム	
	ソフトウェア特論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	データ工学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	デジタル画像工学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	音響情報工学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	情報量統計学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	超伝導エレクトロニクス	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	電子材料工学特論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	スピントロニクス	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	光制御回路工学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	マイクロ波・ミリ波回路工学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	レーザー工学	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	電気自動車	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	アドバンストパワーエレクトロニクス	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	ロバスト制御理論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	材料物性の量子論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	情報ネットワーク特論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
	計算機アーキテクチャ特論	2	情報電気電子システム工学プログラム	
スマートシティテクノロジー	1	情報電気電子システム工学プログラム		
大規模システム最適化	2	情報電気電子システム工学プログラム		
システムバイオロジー	2	情報電気電子システム工学プログラム		

	画像復元処理特論	2	情報電気電子システム工学プログラム
	感性情報処理システム	2	情報電気電子システム工学プログラム
	コンピュータグラフィックス特論	2	情報電気電子システム工学プログラム
	ロボット技術	1	機械知能工学プログラム
	非線形現象の幾何学Ⅰ	2	機械知能工学プログラム
	非線形現象の幾何学Ⅱ	2	機械知能工学プログラム
	実験流体力学	2	機械知能工学プログラム
	動的システム解析	2	機械知能工学プログラム
	生産技術工学	1	機械知能工学プログラム
	先端精密加工学	2	機械知能工学プログラム
	成形プロセス工学	2	機械知能工学プログラム
	力学系理論	1	機械知能工学プログラム
	知能ロボット	2	機械知能工学プログラム
	幾何数理機械工学	1	機械知能工学プログラム
	生体信号解析学特論	2	機械知能工学プログラム
	最適制御理論	2	機械知能工学プログラム
	物理化学要論	2	物質環境化学プログラム
	分子構造化学	2	物質環境化学プログラム
	分子機能化学	2	物質環境化学プログラム
	物質・環境工学	2	物質環境化学プログラム
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	人間発達支援方法論	2	地域人間発達支援学プログラム
	社会的思考支援論	2	地域人間発達支援学プログラム
	遊びと感情の社会学特論	2	地域人間発達支援学プログラム
	情報科学技術特論	2	地域人間発達支援学プログラム
	認知心理的支援論	2	地域人間発達支援学プログラム
	生涯発達支援論	2	地域人間発達支援学プログラム
	共に生きるかたちの心理学特論	2	地域人間発達支援学プログラム
	地域社会教育論	1	コミュニティデザイン学プログラム
	多文化教育研究Ⅰ	1	多文化共生学プログラム
	多文化教育研究Ⅱ	1	多文化共生学プログラム
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム
	外国にルーツをもつ子ども・青年と教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム
	シティズンシップ教育Ⅰ	1	多文化共生学プログラム
	シティズンシップ教育Ⅱ	1	多文化共生学プログラム